

衆議院 法務委員會 議 録 第 九 号

平成二十八年十一月十八日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 鈴木 淳司君

理事 今野 智博君 理事 土屋 正忠君

理事 平口 洋君 理事 古川 慎久君

理事 宮崎 政久君 理事 井出 庸生君

理事 逢坂 誠二君 理事 國重 徹君

理事 赤澤 亮正君 理事 安藤 裕君

井野 俊郎君 大西 宏幸君

加藤 鮎子君 門 博文君

菅家 一郎君 城内 実君

鈴木 貴子君 田畑 毅君

武部 新君 辻 清人君

中谷 真一君 野中 厚君

藤原 崇君 古田 圭一君

牧島かれん君 宮川 典子君

宮路 拓馬君 山田 賢司君

吉野 正芳君 和田 義明君

枝野 幸男君 階 猛君

山尾志桜里君 大口 善徳君

吉田 宣弘君 畑野 君枝君

藤野 保史君 木下 智彦君

上西小百合君

法務大臣 金田 勝年君

法務副大臣 盛山 正仁君

法務大臣政務官 井野 俊郎君

政府参考人 (金融庁総務企画局審議官) 水口 純君

政府参考人 (法務省民事局長) 小川 秀樹君

政府参考人 (中小企業庁次長) 木村 陽一君

法務委員会専門員 矢部 明宏君

委員の異動
十一月十八日

辞任

安藤 裕君

奥野 信亮君

鈴木 貴子君

田畑 毅君

宮川 典子君

補欠選任

中谷 真一君

武部 新君

加藤 鮎子君

若狹 勝君

和田 義明君

同日

辞任

加藤 鮎子君

武部 新君

中谷 真一君

和田 義明君

同日

辞任

大西 宏幸君

同日

辞任

牧島かれん君

十一月十八日

選択的夫婦別姓の導入など民法等の改正を求めることに関する請願(畑野君枝君紹介)(第五六一号)

部差別の解消の推進に関する法律案に断固反対し、成立させないことに関する請願(藤野保史君紹介)(第六二二二号)

国籍選択制度の廃止に関する請願(辻元清美君紹介)(第六二八号)

同(中川正春君紹介)(第七〇〇号)

もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないよう求めることに関する請願(辻元清美君紹介)(第六二九号)

同(中川正春君紹介)(第七〇一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

民法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十九回国会閣法第六三三号)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第八十九回国会閣法第六四号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

おります。しかし、それらの中には、条文からは必ずしも容易に読み取ることができないものも少なくありません。法律の専門でない国民の一般にとつては、民法が定める基本的ルールがわかりにくい、こういうことになっております。

そこで、民法のうち、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に見直しを行うこととしたものでございます。

具体的には、職業別の短期消滅時効の特例を廃止することによる時効期間の統一化、年五%の法定利率の三%への引き下げその他、事業用融資の保証人になろうとするなどについて大きな改正、そして四番目として、定型約款に関する基本的な規律の創設その他でございます。そしてまた、国民一般にわかりやすいものとする視点から、意思能力を有しない当事者がした法律行為が無効であることの明文化、将来発生する債権譲渡等についての明文化、賃貸借の終了時における条項の明文化、こういったものを盛り込んだものでございます。

○菅家委員 それでは、今お示された点について、少し詳しく質問をしてまいりたいと思っております。

まずは時効についてでございますけれども、消滅時効については、知った時から五年という主観的起算点からの消滅時効の規定を新たに追加することとあります。

現行法でも、一年、二年、三年、五年、それから原則的な時効期間である十年と、さまざまな時効期間の定めがありますが、短期消滅時効を廃止し、主観的起算点からの消滅時効の期間を五年とするとの規定を追加した、その理由についてお示しをいただきたいと存じます。

○小川政府参考人 御指摘ありましたように、現在の民法百七十条から百七十四条まで、それから商法にも短期消滅時効の規定がございます。しかし、これらの規定は、その適用の有無の判断が困難であったり、社会経済情勢の変化に伴って合理的な説明が困難なものもございます。そこで、こ

れらの短期消滅時効の特例を廃止した上で、基本的な時効期間については統一化を図り、シンプルなものとするということが合理的であると考えられたわけでございます。

ただ、特例を単純に廃止するだけでは、例えば現在二年とされております生産者や卸売商人の売買代金債権の時効期間が今度は十年に大きく延長されることになるわけですが、これに対しては、関係諸団体からも、領収書の保存費用など弁済の証拠保全のための費用が増加するといった懸念が示されました。さらに、現在五年で時効が完成する商行為債権につきましても、商取引の実情として多数の取引債権に適用されておりまして、この規律を前提として安定した実務運用が行われているため、改正の影響を極力抑える必要があるとの指摘が、これも実務界から強く寄せられたところでございます。

以上の問題状況を踏まえまして検討を進めまして、法制審議会では、現行法の十年という時効期間を維持した上で、権利を行使することができるとを知らなかったから五年の時効期間を追加し、そのいずれかが完成した場合には時効により債権が消滅するとの案が大方の賛同を得るに至ったところでございます。

そこで、改正法案におきましては、先ほどお話がありました五年の主観的な起算点による時効期間を追加することとしたいたしました。

○菅家委員 私も、飲み屋のツケが一年だったのが延びるということになりますから、ある意味では一つの時代の流れかなというふうに感じます。さて次に、改正法案においては法定利率を年三%に引き下げることでございまして、利率を引き下げることに伴って賛成であります。

ただし、法定利率については貸出約定平均金利を参考にしていただくことでありますが、現在の貸出約定平均金利の水準は極めて低いですね。例えば、長期プライムレートなどの水準も低い状況であります。そのような中で、法定利率を三%に下げたとしてもなお高いという印象がござ

いますけれども、法定利率を三%にした理由をお示しいただきたいと存じます。

○小川政府参考人 法定利率の引き下げ幅の検討に当たりましたのは、貸出金利の水準を参照にすべきであるというふうに考えられるわけですが、法定利率の適用場面はさまざまでありまして、借手が小企業である場合だけでなく、中小企業あるいは一般消費者である場合の水準も広く考慮に入れる必要があるかと考えられます。

例えば、借主が小企業や公共団体である場合には極めて低金利となり、かつ、その貸付額も多額に上りますが、国内銀行の貸出約定平均金利の平均値にはこのような特殊性のある大口の貸し出しも含まれるため、貸出約定平均金利は、そのままだでは、借主が中小企業または一般消費者である場合も視野に入れた数値としては低過ぎるということに留意する必要があるかと思っております。

同様に、御指摘がございましたプライムレートにつきましても、優良企業向けの貸し出しに適用される最優遇金利でありますために、借主が中小企業または一般消費者である場合を視野に入れば、これも相当に低いものと言わざるを得ないと考えられます。

さらに、法定利率の引き下げの際には、遅延損害金の額が低くなり過ぎると債務の不履行を助長する結果とならかねないことや、これまで百二十一年にわたりました年五%で実務運用がされてきたこととのバランスも考慮する必要があるといった実務的な観点からの指摘も強くされたところでございます。

改正法案におきましては、以上のさまざまな事情を総合的に判断するとともに、実務上取り扱いが容易な、簡明な数値とする必要性なども勘案いたしまして、引き下げ後の法定利率を年三%としたものでございます。

○菅家委員 それでは、次は保証についてであります。事業性の融資については、経営者その他の個人が保証人となったため、その生活が破綻する例も

少なくないと言われており、保証人の保護は重要であると認識をしております。

今回、改正法案では、経営者以外の第三者が事業用融資の保証人となる際は、公証人による意思確認を受けなければ保証は無効になる規定を新設しているわけでありまして。

経営者以外の第三者が保証人となることは全面的に禁止すべきというような意見もありますが、今回、公証人による意思確認を受ければ保証人になることができるとした、その理由をお示しいただきたいと思っております。

○小川政府参考人 法制審議会におきます審議の過程では、今御指摘がございましたような、事業のために負担した貸し金等債務を経営者以外の第三者が保証することを全面的に禁止するという意見についても検討が行われました。

しかし、経営者以外の第三者によるいわゆる第三者保証の中には、これはエンジェルなどと呼ばれます、個人の投資家が事業の支援として自発的に保証することなども現に存在しているところでございます。このため、第三者保証を全て禁止することにしましては、とりわけ中小企業の円滑な資金調達に支障を生じさせ、金融閉塞を招くおそれがあるとの指摘が中小企業団体からの強い意見として示されました。

また、保証人がその不利益を十分に自覚せず、安易に保証契約を締結するような事態を防止する施策を講ずることができれば、第三者保証を全面的に禁止しなくても、保証人がその不利益の具体的な内容をよく理解した上で、保証契約を締結するかどうかを自己の資力や主債務者との関係その他の事情を勘案しつつ決定することができると考えられるわけでございます。

そこで、改正法案におきましては、第三者保証を全面的に禁止する措置は講じないこととする一方で、保証人がその不利益を十分に自覚せず、安易に保証契約を締結する事態を防止するという観点から、事業のために負担した貸し金等債務を保証する際には、原則として公証人による意思確認

を経た上で保証意思証明公正証書を作成しなければならぬとしたわけでございます。

○菅家委員 公正証書を作成することとしても、それによって保証人の保護を図ることが本当にできるのか、公正証書は具体的にどのような手続を経て作成することとなるのか、公証人が公正証書を作成しないことになるのはどのような場面なのか、これについてお示しをいただきたいと思ひます。

○小川政府参考人 事業のために負担した貸し金等債務に關しまして、保証人にならうとする者は、保証契約を締結する前に、保証意思証明公正証書の作成を公証人に対して囑託することになります。

保証意思証明公正証書は保証契約締結の日の前の一カ月以内に作成される必要がございます。保証人にならうとする者は、公証人に対し、保証意思を宣明するため、主債務の内容など法定された事項を口頭で述べなければならぬとされております。

そして、公証人は、保証人にならうとする者が保証しようとしている主債務の具体的な内容を認識していること、それから、保証契約を締結すれば、保証人は保証債務を負担し、主債務が履行されなければならずが保証債務を履行しなければならぬことを理解しているかなど、こういった点を検証いたしまして、保証人にならうとする者が相当の考慮をして保証契約を締結しようとしているか否かを見きわめ、仮に保証意思を確認することができないといった場合には公正証書の作成を拒絶しなければならぬというわけでございます。

このように、公的機関であります公証人が保証人とならうとする者の保証意思を確認することによりまして、保証人が保証のリスクを十分に認識することなく安易に保証契約を締結し、生活の破綻に追い込まれるという事態を抑止することができると考えております。

○菅家委員 今回、改正が行われますと、さまざま

まな面で社会に影響が生じると考えられます。施行日を「公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日」としてありますが、この期間で法務省としてどのような周知活動を行う予定なのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○盛山副大臣 何しろ百二十年ぶりの大改正ということで、国民の皆さんに大きく影響を与えると思っておりますので、法律として成立した後は、その見直しの内容を国民に広く十分に周知する必要がある、そんなふうを考えております。

現在の案では、改正法の施行日を、原則として公布の日から三年を超えない範囲内において政令で定める日としてございますので、この間に十分な周知活動、こういったものを行いたい。具体的には、今後検討していくわけになりますけれども、全国各地で説明会を開催すること、あるいは法務省のホームページ、こういった、国民に対してできるだけわかりやすい、効果的な周知活動を行っていきたくと考えております。

○菅家委員 この法律によって、消費活動が円滑に、消費社会の成熟へつながりますことを御期待申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○鈴木委員 次に、吉田宣弘君。

○吉田(宣)委員 公明党の吉田宣弘でございます。

本日、法務委員会においてこのように質問の機会を賜りましたこと、委員長また理事の皆様、委員の皆様、本当に感謝を申し上げます。得がたい時間でございます。早速質問に入らせていただきます。

私も大学時代は法学部におりまして、私が民法を勉強していた当時というのはまだ片仮名表記の時代です。だんだん片仮名表記で勉強していた方が少なくなっていくのかなと思うと、ある意味、非常に感慨深いものがあるのですけれども、その後、平仮名、いわゆる現代仮名遣いによって、今般、債権関係に關して大改正が行われるという

意味におきましては、私も、やはり時代の流れ、変化、そういったものを感じながら今回も勉強をさせていただいたところでございます。

質問に入らせていただきます。

先ほど、菅家先生の御質問にもありました、そういう意味からすると、多少重複するところがあるかもしれませんが、その点については御容赦いただきたいと思います。通告しております第一問目については、菅家先生の御質問にございましたので、その御答弁もこれからしっかりと私も読ませていただいて、さらなる質問に続けたいと思ひます。一問飛ばして、通告の二題目から入らせていただきます。

先ほど来、盛山法務副大臣また政府参考人の方から御説明もございましたけれども、ほかにも細やかな改正点も多いと思うんですね。このような多くの改正事項というのは、これまでどのような審議を経て今般の改正案としてでき上がったのか、また、このような基本的な法律の改正に当たっては、実務家や中小企業などのユーザーの声をしっかりと反映させる必要があると私は思っておりますけれども、この点についてどのような配慮があったか、当局からお聞きしたいと思ひます。

○小川政府参考人 まず、提出に至ります経緯でございますが、平成二十一年の十月に、法務大臣から法制審議会に對しまして、民法のうち債権関係の規定について、契約に関する規定を中心に見直しを行うことを内容とする諮問がされました。

これを受けまして、法制審議会には、法律実務家や各種団体の代表などの委員が参画する、これは民法(債権関係)部会と言っておりますが、この部会が設置されました。委員十九名の内訳は、学者七名、法務省三名のほか、裁判官二名、弁護士二名、経済団体、労働団体の代表四名、消費生活相談員一名でございます。実務家やユーザーの声を反映できるように配慮がされたところでございます。

そして、この部会におきまして、平成二十一年

十一月から二十七年の二月までの五年余りにわたります。合計九十九回の会議、それから分科会としまして十八回の会議が開催されて、その審議においては、さらにパブリックコメント手続を二度にわたって行い、関係諸団体のヒアリングも実施するなどして、部会に委員として参加していない団体などの意見を聴取する機会を積極的に設けてまいりました。

このように、実務家やユーザーの意見を反映させた結果、保証人保護の拡充ですとか法定利率の見直しなどを初めとする実質的なルールの見直しを行う改正項目については、実務界からの改正の必要性の指摘などを踏まえた立案が行われております。最終的な改正案の内容につきましては、実務において適切に運用することが可能なものとなつておるといふわけでございます。

以上のとおり、改正法案の立案に当たりましては、実務家やユーザーの声を適切に反映させたものと考えております。

以上でございます。

○吉田(宣)委員 丁寧な審議、そういったものがなされてきたというふうな受け取りました。

今般の法律が晴れて成立した暁には、ユーザー、そういった方々に、法律事務所も含めてですけれども、本当にわかりやすい内容というふうなものになつていくかと思ひます。積極的に意見をこれからも見出ししていきたいなと私は思っております。

次に移ります。

先ほどの質問にもありましたけれども、私も、公証人の保証意思というものの確認手続、これは非常に大きな論点だと思ひます。そのことについて触れさせていただきたいと思ひます。

第三者保証は大きな論点ですけれども、今回の改正においては、事業のために負担した例えば貸し金等の債務、これを主債務とする保証契約を締結する際に、保証人にならうとする者の意思、これはちゃんとというふうな意思がはっきりしてい

るのかということについて、まさに法律のプロである公証人の方がしっかり確認をするというふうな手続が新設をされているということでございます。

このような保証人の意思というものを確認するに当たってプロが担う、そういった規定の新設について、その趣旨を改めて確認させていただきたいと思ひます。

○小川政府参考人 公証人によります意思確認の手続は、先ほども申し上げたところでございますが、保証契約のリスクを必ずしも認識しないで保証人になろうとする方が生じないように、いわば、そういった保証契約の持つリスクの確認を公的機関であります公証人のもとでしっかりチェックするということがその趣旨でございます。

○吉田(宣)委員 確かに、以前は保証の範囲というのもの、一般の国民からすると非常にわかりづらかった印象があります。特に、きょう質問できるかどうかかわかりませんが、根保証というふうな余り一般の国民が聞きなれない保証形態があつて社会問題になったことは、これは若干古い事件であつたかと思ひますが、私は鮮明に覚えております。

そういった意味において、保証人が公証人のもとまで足を運ぶこと、手続を経るということは、しっかりと保証債務を負担するという意思が明確にあらわれるということであらうかと思ひますので、保証人の保護には配慮がなされているというふうにも思ひます。

ただ、一方で、第三者保証はなるたけなくしていくべきであるというふうな御意見にも、やはりこれは重い意味があるというふうに思つております。この第三者保証をできれば全面的に禁止をしていければ私もいいなと思ふのですけれども、一方でやはり、そういった部分を全面的に禁止してしまえば、いわゆる信用というものの補完において、事業の資金繰りというのなかなか難しくなってくるというふうなことかと思つております。

そういう意味では、中小企業へ円滑に資金を融資するに当たって、資金調達というものをやりやすくするという一方で、第三者という方を保護するというバランス、このバランスが非常に難しいのだと思ひますが、私は、この改正案については、そのバランスを本当に絶妙な感じで配慮をされている規定だというふうに思つております。

質問を続けさせていただきます。

今般の改正では、例えば主債務者である会社の取締役など、この意思確認を行う必要がない場合があるということでございますが、ここでもちよつと私確認をさせていただきたいんですけれども、この改正案において、公証人による保証意思の確認が不要となるのはどのような場合か、確認をさせていただきます。

○小川政府参考人 改正法案におきまして、保証人になろうとする者は、債務者が法人である場合のその取締役など、それから、主債務者が法人である場合のその総株主の議決権の過半数を有する者など、また、主債務者が個人である場合のその個人と共同して事業を行う者、またはその個人が行う事業に現に従事している配偶者のいずれかである場合には、事業のために負担した貸し金等債務を主債務とする保証契約などの締結に当たりまして保証意思の確認は要しないということとしております。

○吉田(宣)委員 これも一つの絶妙なバランスをとつたというふうなことかと思ひます。

次に、もしかするとこれが最後になるかもしれないけれども、規定の中に、情報の提供義務というふうなものが盛り込まれているかと思ひます。

改正法案において、事業のために負担をする債務について、完全に禁止するとの方策はとつていないと。保証人被害を防止する観点から、改正法案においては、第三者保証を念頭にさまざまな施策を実施しているというふうなことか私は認識しております。

まず、保証人となろうとする者が主債務者の財

産や収支の状況をあらかじめ把握をし、保証債務の履行を現実にも求められるリスクというものを検討することができるとする、主債務者の財産や収支の状況等に関する情報の提供義務について、どのような改正が行われるかについて御説明を願ひたいと思ひます。

○小川政府参考人 保証人になるに当たりましては、主債務者の財産や収支の状況などをあらかじめ把握し、保証債務の履行を現実にも求められるリスクを検討すること、これが非常に重要だというふうに考えております。とりわけ、事業のために負担する債務は極めて多額となり得るものでありまして、この債務を保証することは個人である保証人にとつて負担が大きなものとなるわけでして、これを主債務とする保証においては、個人である保証人が主債務者の財産及び収支の状況を把握することが特に重要であるというふうに考えられます。

しかし、現行法上は、保証人になろうとする者において、主債務者の財産及び収支の状況などに関する情報を得ようとしても、これを制度的に保障する規律は設けられておりません。

そこで、改正法案におきましては、保証人が個人である場合には、保証人保護の観点から、事業のために負担する債務を主債務とする保証などでは、その委託をする債務者は、自己の財産及び収支の状況等に関する情報を保証人となろうとする者に対して提供しなければならぬということとしております。

その上で、この情報提供義務の実効性を確保する観点から、主債務者がこの情報提供義務を怠つた場合には、そのために誤認をし保証契約の申し込みなどをした保証人に保証契約の取り消し権、これは債権者の立場にも考慮いたしまして、情報提供義務違反があることを債権者が知り、または知ることができたときに限るわけでございますが、保証人は保証契約を取り消せることとしております。

○吉田(宣)委員 もう質問を終わりますけれども

も、まだ質問したい事項というのは実はたくさんございまして。これからも、質問の機会をぜひいただきまして、国民の皆様にはわかりやすい委員会審議に努めてまいりたいと思ひますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○鈴木委員長 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 おはようございます。民進党の逢坂誠二でございます。

それでは、民法の改正について質疑をさせていただきます。

私は、今回の民法の改正、いろいろたくさん、範囲が多岐にわたっているんですけども、原理、原則、原点をしっかりと確認しながらやっていくことが大事ではないかと思つております。取り組むべき物事が大きければ大きいほど原理、原則、原点を忘れがちになつてしまつて、その物事をなすことだけが目的になつてしまつて、そのことがあるものですか、原理、原則、原点を確認しながら丁寧な議論をしていきたいというふうに思ひます。

きょうの答弁ですけれども、基本的には民事局長に多くお答えいただきたいと思つております。必要があれば政務の皆さんにも御意見を伺いたいというふうに思ひます。

まず最初に、今回の民法の改正ですけれども、これは何のために何を目的にして行ふのかというところ、それはどうでしょうか。

○小川政府参考人 現行民法は百二十年前にできた後、特に債権法に関する部分はほとんど見直しがされていない状況でございました。しかし、この間、社会、経済の変化は著しいものがあり、取引の高度化ですとか情報の発達など、さまざまな事象が生じております。それに対応するというのが一点目でございます。

それからもう一点は、この間、学説や裁判などにおきまして一定のルール、いわゆる判例などによりますルールが形成されてきたわけでござい

国民の方からは条文を見ただけではそういった確立したルールも見えない状況でございましたので、その意味で国民にとってわかりやすいものとする、これが二点目の目的でございます。

○逢坂委員 それで、原理、原則、原点みたいなことを確認させていただきたいんですが、まず、民法という法律は何のために存在をしているのか、どういうことを意図して民法というものは存在しているのか、そして、その作用を受ける者、誰のために存在している法律なのか、この点、いかがですか。

○小川政府参考人 まず、民法とは何かという点でございますが、この点につきましては、学問的にもさまざまな考えがあるようでございます。

ただ、大まかに言いますと、私人間の法律関係について定める私法のうち、一般法あるいは基本法とされているもの、これが民法であるというふうに言われているようでございます。

それから、民法は誰のための法律かということでございますが、民法は、先ほども申し上げましたとおり、私法の一般法あるいは基本法でありまして、個人も法人も含むという意味で、広く人を対象として、裁判規範それから行為規範として機能するものでございます。

そこで、民法が誰のためにあるかという点についてでございますが、以上申し上げました意味での、人のための法律であるというふうに考えております。

○逢坂委員 そうなんです。民法、私人間の取引、私人間のいろいろな関係に関する法律、それから広く人のためにある法律ということだというふうに私も理解をしております。

そこで、加えて、今度は民法全般ではなくて債権法、これは同じような意味で、どういう目的、どういう作用をする法律であって、しかもそれは誰のためのものなのかというところについてお伺いします。

○小川政府参考人 お答えいたします。まず、債権法でございますが、これは民法の条

文の中で用いられている用語ではございません。ただ、民法は、その編別構成で申しますと、第三編に債権の発生原因であります契約、事務管理、不当利得及び不法行為に関する規定を配置しておりますので、これらをまとめまして一般に債権法と呼ぶものと承知しております。

また、その意味での債権法は誰のための法律であるかということでございますが、民法は、先ほども申し上げましたとおり、私法の一般法あるいは基本法でありまして、個人も法人も含むという意味で、広く人を対象として裁判規範及び行為規範として機能するということを先ほど申し上げました。そして、債権法も、先ほど申しましたように民法の一部を形成するものでございますので、同様に、広く全ての人のための法律であると言えようかと思っております。

○逢坂委員 民法全般も広く人のためのもの、それから、債権法、これも広く人のためのものというところを改めて確認をさせていただきました。

その上で、今回の民法の改正は、社会経済情勢の変化、これが制定後百二十年たつて随分あるんだということ、国民にわかりやすくする。それは今までの判例の積み重ねなどで条文から読み取れないことがあるということでもありますけれども、具体的な改正のスタートはどの時点だったのでしょうか。改正作業のスタートという意味です。

○小川政府参考人 お答えいたします。

法務省としての検討作業ということで申し上げますと、平成二十一年十月、法務大臣の諮問を受けまして、これに基づきまして法制審議会での審議を開始いたしました。

○逢坂委員 二十一年十月に当時の法務大臣から法制審議会に対して、民法のうちの債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化への対応を図り国民一般にわかりやすいものとするなどの観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直す必要があるとして、債権法の見直しが諮問されたということであります。

小川局長にお伺いしたいんですが、こういう諮問をするということは、突然諮問しようというふうにきつとならないと思うんですね。諮問するからには、諮問する前のさまざまな積み重ねといましようか、そういうものをどう捉えていたかということがあると思うんですけれども、諮問する前、一体この民法についてどんな動きがあったかというところ、今、これは説明できるでしょうか。

○小川政府参考人 民法の改正は、家族法の部分を除きますと、冒頭申し上げましたように、百二十年間、余り改正がされていない状況でございました。ただ、この間、例えば、借地借家法の整備ですとか製造物責任法の制定のような特別法で対応する、さらには債権譲渡特例法といった形で、具体的なお問題については特別法で対応するという方法もございました。

他方、民法は、現代語化が当時されておりませんでしたので、民法全体を見渡して現代語化をする動きも、これは平成の三年ころからスタートしたものがございます。その間におきまして、やはり、先ほど申し上げました、社会経済情勢の変化への必要性、あるいは国民にわかりやすいものにするといったことは認識されてきたものだというふうに理解しております。

その上で、学界でも平成十年ころシンポジウムなども開かれて、債権法の改正が意識されるようになってきて、そういう意味では、徐々に徐々に債権法の改正の機運は高まってきたということかと思えます。例えば学者のグループによる改正法の検討のグループなどができて、さまざまな立法提案もされ始めてきたというのが、平成二十一年の前の段階までの状況かというふうに理解しております。

○逢坂委員 そうなんです。個別法でいろいろ民法の改正されていないところを対応してきた、製造物責任法であるとか借地借家法であるとか、そういうことをやってきました。だがしかし、だんだん、私のイメージでは、多分それだけではもう済

まない状況になってきているのかなと。

だから、地震などに例えて言うと、プレートがだんだん褶曲してきて、だんだんエネルギーがたまってきて、それは個別のさまざまなことで対応してきたんだけど、そのエネルギーが随分増大してきて、もう大改正せざるを得ないということへ来たのかなという印象を持っているんですけれども、小川局長、どんなイメージを持ちますか、今回の民法改正。(発言する者あり)

○小川政府参考人 先ほども申し上げましたように、百二十年間、債権法本体はほとんど改正がされない状態でございましたので、その意味では大分時間がかかったというのが率直な印象ではございます。

○逢坂委員 今ちょっと、横の方から、遅きに失したという、やじのようなつぶやきが聞こえまして。

これは何で百二十年間改正できなかったか。本来であれば、何か事象が生ずるたびに少しずつ改正をしていくというのがある種の理想形、その方が国民にとっても都合がいいのではないかとこのうに思うんですけれども、なぜ百二十年間やらなかった、できなかった、そのあたりはどこにあるかと思ってしまうか。

○金田国務大臣 民法がなぜ柔軟に改正ができなかったのかという御指摘でございます。

条文自体が民法は非常にシンプルに書かれておりまして、その規定内容の抽象度が高い、このように受けとめております。社会経済情勢の変化に対しては、その改正をしなくても、条文の解釈を施すことによって一定程度対応することが可能であった、こういうふうな考えられるわけでありました。また、一定の分野における社会経済情勢の変化に對しましては、民法の特則を定めた法律を、先ほどのお話にもございましたが、個別に制定すること等で対応してきたという側面もあるというふうに思います。

他方で、民法の債権関係の規定というのは取引社会を支える最も基本的な法的基盤であるという

ことから、その規定内容の見直しは取引社会に多大な影響を及ぼすおそれがある。そのために、民法の見直し作業は、法律の専門家でない国民各層からも広く意見を聴取しながら慎重に進められる必要があったこととあります。そして、個別に特則を制定すること比べて、その改正に伴う社会的なコストというのが極めて大きい、このように考えられてきたのではないかと、このように思います。

そのため、民法の債権関係の規定につきまして、御指摘のように、本格的な改正に着手されないまま現在に至ったものと考えております。

○逢坂委員 大臣から御丁寧な説明いただきまして、ありがとうございます。

そこで、百二十年ぶりの改正ということなんです、改正の理由、大きく二つ、社会経済情勢の変化ということとありますけれども、この社会経済情勢の変化というのはどういう変化というふう、政府、立法している側としては見ているんでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

具体的には、例えば契約ルールが直接対象といえます。取引について言えば、恐らく大量の取引が頻繁に行われるようになり、しかも、新しい類型の取引なども生じてきているということが言えるかと思えます。取引の複雑化、高度化という言い方もできるかと思えます。

それからまた、通信手段といたしましても、民法ができましたころは手紙などがベースだったところに、インターネットのような新しい情報伝達の手段も加わり、そういう意味では、意思表示の形成などに関しまして、従来の民法理論とは大分異なる面も出てきたという点も言えるかと思えます。

そういった社会、経済、あるいは例えば高齢化などもそういった要素に含まれるかと思えますが、さまざまな場面におきまして変化が生じてきているというのが前提ではないかというふうに認識しております。

○逢坂委員 今、局長の中で、新しい類型の契約という発言がございました、新しい類型の契約というふうに発言したかと思っているんですが、具体的にそれはどんなものがありますか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

民法の債権法は、各種の契約を幾つか定めております。典型契約というふうに申しますが、賃貸借ですとか消費貸借ですとか売買といったことについて個別の規定を設けておるわけでございますが、例えば、従来は類型からいくと必ずしもどれに当てはまるかよくわからないようなもの、典型的には、リースのような賃貸借と融資の両方の内容を持つようなものといった、取引の工夫によってさまざまなものが出てまいりますので、そういったものを挙げることでございと思います。

○逢坂委員 あと、私は、今回の社会経済情勢の変化の中にもう一つ含めておかなければならないのは、取引がやはりグローバル化しているということもあるかと思うんですね。それからもう一つは、世界のいわゆる民法典の中の債権法、あるいは、世界の中では必ずしも債権法とは呼ばずに別な言い方をしている法律もあるかと思えます。すけれども、世界の法律のトレンドといいたしうか、その動きも多少は知られているのかなという気もしないでもないんです。

まず最初に、グローバル化、取引が世界じゅうを駆けめぐっているという観点から、今回の債権法の改正はそういう視点も含んでいるのかどうか、含んでいるとすればそれはどういう部分なのか、そのあたりは視野に入っていないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

お話しにございましたように、グローバル化というのかなり進んでいるわけでございまして、例えば、地域によつては、具体的にはEUのようなどころですと、比較的共通の基盤を持つ関係もあつて、条約の統一によるような形で私法ルールを共通のものとするようなこともございまして、

我が国が入っておりますUNCITRALにおきましてもウィーン売買条約というふうなものが制定され、一種のグローバルなものに対する対応として、条約への対応というのがございます。

ただ、民法ももちろん当然グローバルな意味を持つものでございまして、各国の状況、あるいはそういった条約の状況などについても、当然のことながら、関心は持って見てまいったわけでございまして。

○逢坂委員 契約のところは、私は実は余り、さほど詳しいわけではないんですが、世界の債権法といいたしうか、契約法といいたしうか、それと比較した場合、日本の民法の債権法といいたしうか、あるいは違いがあるというか、あるいはどういう特色があるといいたしうか、世界のこの分野の法律と比べてどんな位置にあるのかということをお説明いただけますか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

日本の民法のもととはフランスを親としたようなものでございまして、そういう意味では、当時のヨーロッパの近代法を継受したものでございまして、そもその出発点から見ましても、比較的世界共通のかなり先端を行く法律を導入したと考えられると思えます。

その上で、日本の債権法の特徴といいたしうか、そういう意味では、もともと出発点からいいたしうか、比較の普遍的なものを持つてまいりましたので、例えば、私的自治の原則と呼ばれる基本的な考え方ですとか、契約違反をした当事者が相手方に一定の責任を負うといった考え方など、その意味では、世界的に見ましても普遍的な考え方を共有している法律という点、これが一つの日本の債権法の特徴として挙げることでございと思います。

○逢坂委員 普遍的な考え方を共有している、それが日本の債権法の一つの特徴だということであつたとしても、もう一つ、社会経済情勢の変化ということが今回の民法改正の一つのきっかけ、理由でありますので、改めて、世界の債権法のト

レンドミたいなもの、そういうことは今回、何か視野に入っているものはあつたんでしょうか。

世界の債権法がこのように変わっている、だから日本もそれに合わせなきゃいけないみたいなところというのはあつたのかなかつたのか。先ほど条約の話が出ましたけれども、条約以外にも何か法律関係でそういうところはあつたのかなかつたのか、お教えいただけますか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

社会経済情勢が進展しておりますのは、もちろん日本だけのわけがございませんので、世界各国でそれぞれ民法を持ちつつ、そのもとで社会経済情勢の変化に対応するという作業は多くの国で行われていることだといいたしうか、理解しております。

例えば、日本が出発点といたしましたフランス法、あるいは、その後かなりいろいろな意味で参考にしていただいたドイツ法などにおきましても、民法の改正が比較的頻繁に行われるところでもございまして、最近になりました大きな改正がされておまして、そういったものについては、例えば定型約款のような問題はフランスでもそういった導入の議論がされておりますので、そういう面も考慮したものといいたしうか、言えるかと思えます。

○逢坂委員 国際的な動きも、全面的にといたしうか、大幅にといたしうかとは別にしても、多少視野に入っているということが理解できました。

次に、もう一つの今回の改正の論点というか出発点として、国民にわかりやすくというのがある点。

これまで、民法は、具体的に条文改正を行わずに、判例などの積み重ねによつて条文を解釈してきた、だから国民にはわかりにくいんだということとありますけれども、例えば、具体的にこの項目というのはどんなことがあるのかというの、一つと、それから、その論点で改正した項目数というのとはどれぐらいあるのかというのは、今おわかりになりますでしょうか。

トの影も形もなかったわけでございまして、そういった時代の変化に合わせて判例その他の解釈で事実上新しい法文のような形にしていこうということにもなるでしょうし、あるいは、きょうのこの国会での審議もそうでしょうけれども、国会での答弁、やりとり、こういったものを参考にしながら今後解釈をしていってもらう。あるいは、我々の方としまして、この民法が成立した時点には、我々の方でこんなふう考えているんだという、立法者の意思というんでしょうか、そういったものを明らかにし、そして、先ほど来御説明しておりますけれども、いろいろな形で国民の皆さんにできるだけわかつていただけるような広報、こういった活動にこれから努めていきたいと考えております。

○逢坂委員 これほどの大改正ですから、私は議論のプロセスが結構大事だと思っております、中間的な論点整理をされたときは五百項目ほどの改正、あるいはその論点についての中間報告があったというふうに承知しているんですけども、これがどういうプロセスを経て現在のこの民法改正の法案につながっていったのか、このあたり、簡単に説明していただけますか。

○盛山副大臣 法制審議会の民法の部会の委員は十九名でございますけれども、学者の方が七名、法務省が三名のほか、裁判官二名、弁護士が二名、経済団体、労働団体の代表、それから消費生活相談員、こういった方が入っております、実務家やユーザーの声、そんなふう配慮をしたつもりでございますし、そしてまた、部会でのヒアリングということで、日本証券業協会、不動産協会、日本司法書士会連合会、弁護士連合会その他、二十一の団体からのヒアリングも経ております。さらに、パブリックコメントの手続を二度経ておりまして、その過程におきまして、一般の個人の方はもちろんでございますが、経団連を初めとする多くの団体からの御声、そういったものを受けておりまして、そういったものを踏まえた形で我々は今回の民法の改正案をまとめてきたつもりでございます。

りでございます。
○逢坂委員 私の質問の仕方がちょっと悪かったみたいで、ごめんなさい。
中間論点整理で五百項目だった、それで、最終的に今回の改正法案に盛り込まれているのは二百程度の項目だということに承知をしているんですけど、五百がどういう議論によつて二百になったのか。どういう議論というのは、細かい、この項目がこんな議論でこれが落ちましたとかこれが入りましたということはいいんですけども、大きなトレンドとして五百がどういう議論の方向感で二百になったのか、あるいは、どういふところはあるんだけれども盛り込まれなかったというの、どういふ基本的な考え方というのか、全体を貫くようなものというのとは何かあったんでしょうか。

これは結構大きな議論だと思うんですけども、最初はやはりすごく風呂敷が広がったように思うんですね。
○小川政府参考人 お答えいたします。
今お話ございましたように、中間論点整理ということでパブリックコメントに付しました際には、項目数は五百を超えておりました。これは、委員の方からも御指摘ございましたように、当初は比較的広目にさまざまな関心事項、先ほど申し上げましたように、いろいろな形で立法提案などございましたので、そういったものを広く検討の対象としたところからスタートいたしましたので、かなり多いものとなつていたことは事実でございます。

ただ、やはり、いろいろと反対意見のあるもの、まだ立法にはなじまないもの、あるいは立法化が非常に困難と思われるもの、技術的な面も含めてですけれども、そういったものもございますので、徐々に徐々に論点は絞り込まれていったというのが状況でございます。
第二段階といたしまして、中間試案を出しまして、いわば試案という形でパブリックコメントに

付したわけでございますが、そのときは項目数が約半分、二百六十程度でございました。

これは、検討項目からこの段階で落ちた論点が幾つかございますが、やはり全体として見ますと、一方のあるグループは賛成をするけれども、あるグループは反対する、そういう意味では利害の対立の激しいような論点もございましたので、なかなか立法化がそういう意味では困難なテーマということが言えるかと思ひます。そういったものにつきましては、これも徐々に徐々に絞り込まれ、最終的には大方の異論のないテーマに落ちついて、要綱仮案の決定の段階では項目数が約二百になったというのが実情かというふうに考えております。

○逢坂委員 幾つか類型をお示しいただきまして、ありがとうございます。

五百が二百に絞り込まれていく類型を御紹介いただいたんですが、それぞれの、例えば立法化が難しいとか、あるいは反対、賛成が対立していたといったような類型の中で、代表例を幾つか御紹介いただけますか。例えば、こんな論点が最初にあったけれども、最終的にはこれがこんな理由で落ちたんだというふうな、それぞれの類型に従つてお教えいただけますか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

例えば立法化が非常に技術的にも難しいというふうなことも先ほど申し上げましたが、その例として、先ほど新たな類型の契約の中で御紹介しましたファイナンスリースなどがございまして、ファイナンスリースなどは、賃貸借類似の契約について賃貸借の規定を準用するということが検討課題と当初されておりました。

ただ、先ほど申し上げましたように、ファイナンスリースは融資の部分と賃貸借がセットになったようなものでございまして、実質的には金融取引として単純に賃貸借の規定を準用することは妥当ではないなどの指摘がございまして、取り上げないこととされたものでございます。

それから、意見の対立もあつたということで申

し上げますと、例えば事情変更の法理というのがございまして、契約の前提となつた事情に変更が生じた場合に、一定の要件を満たせばその契約を解除することができることとする旨の規定を設けるかどうか、これがいわゆる事情変更の法理と言われるものでございますが、こういったものを設けるかどうか一つの検討課題とされておりました。

ただ、これについては、規定を設けてしまうと、むしろ自由な交渉を萎縮させるおそれがあるのではないかとという反対意見、もちろん、一方で、これによつて救済を図ることができるといふ賛成意見もあるわけですが、そういった意見の対立もございまして、盛り込まれることにはならなかったというところでございます。

○逢坂委員 そうですね、私も事情変更の法理というのを勉強させてもらひまして、ああ、なるほど。これは、確かにそういう思いを持つていてる人がいることは理解するけれども、そういうものが盛り込まれたときに、そのことによつて不利益をこうむる人もいふような印象を私も持ちまして、こういうことは今回盛り込まないということとはよかつたなというふうに、私自身は個人的には思つています。

実は、私の今回の民法改正に関する一つの着眼点は、冒頭に御答弁いただきました民法というのは何かというのは、それは広く人のための法律なんだということです。

すなわち、どうしても、債権法の議論というふうなことになつてしまひますと、商取引をする主体といふようなか、個人ももちろん商取引の主体であることは間違いないんですけども、法人とか組織とか団体とか、そちらの視点の方が強くなつて、いわゆる生の個人々々といふようなか、私人といふようなか、その視点が抜け落ちてしまふおそれがあるのではないかなというのが私の一つの問題意識であります。

これは後にまた御答弁いただきたいと思うんですけども、今回のこの債権法の改正は何のため

に行うのか。何のためにというのは、いろいろな何のためにというのがありと思うんですけども、経済活動を活性化させるために行うのか。あるいは、個人間の取引あるいは個別の取引、それを安定化させるために行うのか。あるいは、取引の態様が非常に高度、複雑化して、一般国民の皆さんにはなかなかわかりにくい取引もたくさんあるわけですね、そういうものを保護するといましようか、そういうために行うのか。

こういったことをしっかりと捉えて行わないと、この債権法の改正をやった結果、私たちの社会が、あら、こんな社会を目指していたのかなどというところがよくわからないものになってしまふんじゃないかなという懸念が私はあるんですね。だから、狙いをどこに定めて今回のこの債権法の改正というのはやっているのかということについては、もう少し、今回の改正項目を全部足し合わせた結果どんな社会になるのかというのはよく見据えておく必要があると私は思っています。

今私が言ったような観点で、実際に改正作業実務をやっておられた小川局長の方でどんなイメージをお持ちになっていますか。今回の答弁で小川局長が、いや、実はこれは経済取引を活性化させるためと言ったからといって、後にそれで揚げ足をとるつもりはありませんので。議論ですから、これは、いや、こんなイメージなんだよねとか、私が言ったような論点という観点以外にもこんなことがあってやったんだよねとか、そのあたりはどうですか、実務をやっている者として。

○小川政府参考人 そうですね。最初の方で申し上げましたが、民法は私法のいわば一般法ということですので、そういう意味では、まさに個人、法人、しかも余り色分けをせずに、非常に一般的な意味で人を対象とするものということが言えようかと思えます。

これに対して、商法は、当然のことながら商事ですので、営利行為をする会社であったり、いわゆる商人と言われる者を対象とするわけですので、その意味で商法は、当然のことながら、取引

の活性化、あるいは最終的にそういった者の経済活動に資するというところにかなり重点が置かれるものかと思えます。

ただ、もう一度民法に戻りますと、民法は一般的な法律でございますので、あらわれる人間は、事業者の場合もあれば、事業者の中でも当然のことながら大企業もあれば中小企業もあり、当然今度消費者、消費者の中でも高齢の方であったり若い方であったり、さまざまな類型の方々を対象とするわけですので、もちろん一つ一つの項目を捉えれば、これは消費者の保護に資するものになります、あるいは、中小企業の融資に役立つものですということが言えようかと思いますが、全体としてのトレンドとして申し上げられるのは、やはり、私法の一般法として、あらゆる方に対して一定のルール、当然のことながら民法の理念としての公平ですとかそういったものについてのルールを提供するものだというのが言えようかと思えます。

○盛山副大臣 ちょっと、私もこの調整過程に入っていたものですから、一つの例として申し上げますと、経済団体との調整の場合、例えば経団連ですとか商工会議所とか、彼らも大変広い業界を所管しているものですから、こちらの業界とこちらの業界の意見というのはなかなかうまく収束しない、そんなことも正直ございました。なかなか返事が出てこない、いや、しかし、こちらも期限があるんだからそろそろ出してくれといったようなやりとりがございました。

そのうちでどういう例を挙げるのが適切かはわかりませんが、一つやはり大きな議論になったものとしては約款がございます。標準約款の部分でございます。

なぜこれを今さら民法の中に置かなければならないのか、そういうところから議論が始まりました。それぞれ個別法で今うまくやれているじゃないか、余計なお世話かはいはしないであらうなようなこともございまして、いや、それは個別法に根拠が一応あるかもしれないけれども、やはり

契約の一番大きなベースとして今回民法に入れるべきではないか、やはり一般の消費者あるいは一般の方とのルールを決めるにはここでちゃんと置いておくべきだろう、そしてその場合にはどういうふうにしていくか、そしてそれが民法に対してしていくのか、そんなことであるという調整を図った、その結果、今回提出した案になっているというふうにお考えいただければと思います。

○逢坂委員 私は、今回の民法の改正がだめだとかということ必ずしも言っているわけではなくて、やはりこれほどの改正ですから、合意の誤謬が起こればいけないと思っているんです。

合意の誤謬というのは、それぞれ個々の条文を見ると、それはそれで改正は理にかなっている、合理性があるというふう思う、でも、全部それを足し合わせてみた結果、私たちの社会がこれからどんな方向へ進んでいくのかということをも、しかしすると今回の改正で、特に経済活動において、ある一定の方向感が見えるか見えないかはわかりませんが、場合によっては見えるかもしれない。そのときに、その方向感が正しいのか正しくないのかというのは、これは多分私は政治家しか判断できないと思っているんです。

個々の、個別の条文の具体的なことの、合理性があるとか合理性がないということは事務方の皆さんが高い能力で精いっぱいやっていただいて、その結果、社会がどうなるのかということについては、これは私たち政治家がやはり大きく担う部分だろうと思っています。

それからもう一つ、後にもまた質問させていただきますけれども、今回の改正のプロセスを見ると、法人組織あるいは団体、先ほどのほかの方の質疑の中にも出ておりました、実務家とかユーザーという言葉が出てくるんですけれども、法人組織とか団体のヒアリングというのは結構多かったように思うんですけれども。

やはり、自然人としての個人といましようか、そういう方々の声をどうやって酌み上げるか

というところも非常に重要だと思っていまして、それをやるのは、場合によってはやはり国会の場しかないのか。もちろん、パブリックコメントもありますけれども、パブリックコメントはやはり、この問題について非常に関心のある方が提出をしていくわけでありまして、私たちが守らなければならないのは、多分、こういう問題に日常的には関心がない、だけれども、いざ何らかの商取引において契約をする、そのときに、あらという場面に遭遇した国民の皆さんに対して、ちゃんとした安定的な法制度が提供できているかどうかだというふうな思いしますので、その観点を私は大事にしたいと思っています。

そこで、また小川局長にお伺いするんですけども、今回、平成二十一年から最後の、法案ができるまでの間、どんな団体からヒアリングされましたか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

法制審の部会の中で、パブリックコメント手続が実施されています間に、これは事業者団体ですとか消費者団体という言い方ができるかと思いますが、こういった団体、合計二十一団体からのヒアリングを行っております。日本何とか協会とか日本何とか連合会とか、そういういわば業界団体のものと、それから消費者関係の方など。

あるいは、個別の形で、法制審の場でのヒアリングという形式ではなくて、事務当局で事情聴取を行って、その結果を書面で部会に報告する形式で、幾つかの業界団体などからもそういう形式でのヒアリングを実施しております、こちらの方は、合計九団体からのヒアリングを実施しております。

○逢坂委員 ちなみに、その二十一団体ですけれども、ここで読み上げさせていただきますと、日本貿易会、それから情報サービス産業協会、コンピュータソフトウェア協会、日本チェーンストア協会、日本証券業協会、京都消費者契約ネットワーク、消費者支援機構福岡、それから住宅生産団体連合会、日本建設業連合会、全国宅地建物取

引業協会連合会、全日本不動産協会、不動産協会、不動産流通経営協会、日本司法書士会連合会、全国サービス協会、信託協会、リース事業協会、A B L協会、A B L協会というのはいくつかちよつと私はわからないんですけども、日本損害保険協会、日本賃貸住宅管理協会、日本弁護士連合会というのが二十一団体のようなんですね。

これを見たときにどうか、これを聞いたときに、いや、もちろん、私はこの団体からヒアリングするというのは何も問題はないと思う、だけれども本当にこれで、私が言うところの自然人といいましようか、こういう業界に詳しくない国民の皆さんの思いというか声というかがちゃんとこの法律の中に入れたまわられているのかどうか、あるいは、これらの団体にはふだん縁のない人たちが、この法律が成立し施行したときに、この法律を受けとめて、ちゃんと納得できるものになっているのかどうかという視点で、やはり国会では議論しなきゃいけないんだらうと思つています。

結構法制審も、国の審議会は結構やつつ仕事でやるといふ場面が多くて、私も、自治体にいたころにも、国の審議会というのには形骸化していてどうしようもないということ随分批判していただんですが、そういう観点から見ると、まあまあ丁寧にやっているんじゃないかなというふうに私は感ずるんです、時間もかけて。それだけに問題が大きかったんだとは思ふんですけれども。

そうはいふものの、民法の大きな目的が、やはり広く人であります。もちろん法人も含みますけれども、幅広く人でありますから、その観点で、この法改正が大丈夫かというところをよく見ておく必要があるんだと思つています。

そこで、今回こういう経過でこの改正法案が出てきたわけですけども、よく私が聞くのは、この法改正を急いでほしいという人の声は、あんなに丁寧な手続をやつて、法制審でもやり、各種団体からも声を聞き、途中にパブリックコメントもあり、法人からも個人からも意見があつてきた

改正案なんだ、だから、国会でそんな時間をかけて審議する必要はないんだとおっしゃる方が中にいるんですね。

でも、私は、やはりそうじゃない、国会は法制審の追認機関ではありませんので、法制審で議論されたところに、もししかして抜け落ちているものがあつたりすれば、やはりそれはちゃんと補わなければいけないというふうに思つてますし、出てきた改正案が、これは法制審の議論では十分ではない、やはり国会の目線で見たとときに、ここはちよつと手直ししなきゃならないということを描き、場合によっては手直ししていくというのが国会の役割だと私は思ふんですけれども、この点は、政務三役の皆さん、いかがでしょうか。

○盛山副大臣 例えは、今委員が読み上げられた団体でも、やはり全ての団体が入っているわけじゃありません。そうしたら、そういう声をどのようにしてうまく酌み上げているのかということになりますし、委員がおつちやつたように、一般の方の、普通の、本当に個人の目線、そういうものをどのようにしていくのか、これは大変重要なことだと思つております。

もちろん、法制審議会、私ももとも法務省の公務員ではなかったわけですから、予想以上、法務省に来てみると、法制審というのは予想以上に丁寧に時間をかけて、やはり、特にこういう民法とか、そういう基本的な法律ですから、予想以上に丁寧に時間をかけ、そしていろいろな方々の御意見も聞きながら、間違いないようにしているなというふうな私自身感じました。

ただ、さはさりながら、そこにおられる法律の本当の専門家の方々、そういった方々の目線だけで一〇〇％いいのかというのは、委員がおつちやつたとおりだろうと思ひます。やはりいろいろな方々の目で見ると、本当にこれがパーフェクトであるのかどうか、そういった形でもんでいくことは大変大事なことで思つております。

そうは申し上げなければ、私どもとしましては、法制審での審議だけではなく、我々の目

線も加えまして、十分に審議にたえる、余り御修正をいただくなくてもいいような案にして提出したつもりではございますので、よろしく願ひします。

○逢坂委員 閣法として提出するからには、不都合があつたら修正もいひすよなうてことは軽々しく言えないことは、それは私もよくわかるんですが、ただ、やはり百二十年でありますので、この積み重ねの中でやることでありますから、私は、場合によつては、ここは少しというところ、これはよく考えてみた方がいいなと思つています。

それで、きょうは個別、各論には入りませんが、私が見ている中でやはり心配だなと思つていふところは、約款のところも若干心配です、保証のところも少し心配かなという、いえ、現状でも保証は心配なんですけれども、でも改正案で大丈夫かなと、ちよつと思つていふところもありまして、それについてはまた後ほど、個別の論点の中で話をさせていただきますと思ひます。

そこで、これも今度事務的なこと。小川局長、きょうは済みません、何か小川局長とばかりやりとりして、多少通告のないところもあつたので、無理をして答弁してもらつてありがたうございました。きょう答弁したことを、後になつて、十一月の十八日にあんな答弁したじゃないかということ私は言ひませんので、御安心ください。ほかの人が議事録を見て、言わない保証がないところはちよつとあれですが。

それで、今回、この民法の債権法の改正ですけども、これに伴つて関連法の改正というのは何本ぐらいあるんですか。

○小川政府参考人 今回、民法改正案とあわせまして、いわゆる整備法案を提出しております、対象となります法律は二百十五本だと記憶しております。

○逢坂委員 そうなんです。そうなんです。ねえ、私が見てびっくりしたんですが、二百十五本なんです。それで、いや、もちろん、私

は残念ながらこの二百十五本のどこがどう改正されているのかを全部チェックし切るだけの能力も時間的余裕もないんですけれども、やはり今回の改正はそれぐらいのことであるということ、我々は国会議員として認識せざるを得ないと思つています。

議論ですから、一〇〇％満足のいくところまで全部やれるかどうかというのは、これは私はわからない。わからないというか、そんな無責任なことでは逢坂誠二いいのとお叱りを受けるかもしれないけれども。ある一定のところで議論というのは区切りをつけないといけないということも私はわかるんですけれども、それにしてもやはり結構大きいというのが正直な感じですね、二百十五本でありますから。それで、法律名を見てみると、やはり結構重要な法律が入つていふんですね。だから、これは、やはり丁寧に議論することが私は必要なんだと思つています。

最後、大臣、きょう私は入り口の議論しかしてませんでした。中身の議論は入りませんでした、民法は広く人を対象にしている法律であるということ、それから、私の感覚でいへば、法人組織、団体の観点も大事だけれども、やはり人、個人、そういう視点が大事であるということ、さらにまた、改正内容が非常に多岐にわたつていふようなこと、こうしたことを踏まえてみると、やはり丁寧な議論が必要なんだというふうに感じております。

先ほどの、わかりやすかつたところを一つとつてみても、通説を条文化したなあとということについては、これは相当丁寧にチェックをおこななければ、後に要らぬ論争を生みかねないというふうにも思ひますので、修正するとかしないとかは全く別にして、丁寧に議論が要るといふふうに思つていふんですが、大臣、感想はいかがでしょう。

○金田国務大臣 委員御指摘のとおり、人の視点といひますか、それを非常に大切にしながらこの民法の改正案について議論をしていく、特に債権

法の分野でございますから、人との関係というのは非常に重要でございますから、そういう丁寧な議論になる、そしてまた、お互いによりよい形で仕上げていくという視点もやはり必要なんだろうというふうに思います。そういう視点で、御指摘のとおり、私たちが臨んでいきたい、こう思っております。

○逢坂委員 多分、丁寧に丁寧にやり出したら相当な時間がかかるというふうに思っています。それは、与野党の中で、どの程度の密度の濃さでやるかということとは古川筆頭とも協議しながら決めていきたいと思うんですけれども、でも、やはり、不安を残したままで、大丈夫だよということとやる部分というのは極力少なくしなきゃいけない、そう思っておりますので、これから、場合によっては長い付き合いになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 民進党、信州長野の井出庸生です。本日もよろしくお願いを申し上げます。

民法、債権法部分の大改正の実質的な質疑、審議のスタートということで、私も、法改正の必要性というところからまず伺っていききたいと思っております。

平成二十一年の十一月からでしょうか、法制審議会これに関するものが始まって、二十七年十二月まで九十九回の議論を重ねられた、そのことに對しては率直に敬意を申し上げます。ただ、その議論の中で、当初想定されていたものとまとまったもの、その結果というものが大分異なつたのだらうと思ひますし、法案の、法改正の必要性というところをやはり丁寧に議論をしていく必要性というものはあるのではないかなと思ひます。

まず、小川さんに伺いたいのですが。今回、よく二百項目の改正だと言われているんですが、私、この法務省からいただいた新旧対照表、ちよつとこれは引つぱがして汚くなつちやうて申

しわけないんですが、新旧対照表で、法改正の「新設」というところがございまして、この新設というものを朝ちよつと一生懸命数えてみたら、二百八個あつた。数え間違ひもあるかもしれませんが、その数は別に、そこは正確性を期しているわけではないんですが。

今回の民法改正というものは、民法の分量が従来よりふえるということとは簡単に言えるのかどうかというところを、まず基本的な認識を伺いたいと思ひます。

○小川政府参考人 お答えいたします。

現在の民法の条文数は、いわゆる枝番号も含めてまして千三百三カ条でございます。

民法改正法案におきましては、このうち改正の対象として改正がされたものが二百五十七カ条でございます。それから、八十五カ条が枝番号を付して新設されておまして、トータルでいいますと、新設された分、それから削除された分もございまして、非常に今回の改正によつて条文数が膨らんだということではないと思ひております。

○井出委員 新設されたものと削除されたものがある、総じてそんなにふえたわけではないというようなお話もあつたんですが、例えば、日弁連の方で、民法改正に合わせて一つの本を出されているんです。日弁連さんなので、「消費者からみた民法改正」ということで、二十四のテーマを厳選されたというように書かれてはいるんですが、二十四のうち最初と最後は、議論のいきさつとか今後の国会審議とかというところ、本論と関係ないんです。

この本を見たときに、これは日弁連さんが求めているものなのかどうかかわからないんですが、十二の具体の項目を挙げられているうち、たしか五つのものは見送られた、残りの十七はいずれも新設ですとか明文化、これまでになつたものを加えられている。

ちよつとこの本を読んでから新旧対照表を数えてみたんですが、そうすると、今回の改正によつ

て民法がより詳細な、具体的な記述になつてくる、そういうところは一般的に言えるかどうか、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

○小川政府参考人 かつての法律、とりわけ明治時代にできた民法などに見られるのは、非常にシンプルな条文の立て方でございます。原則は書かずに、例外だけを書いて原則も読ませるような、そういう非常に技術的な手法などもとれた結果、日本の民法の条文は、条文数も世界に比べてますと比較的少ないというふうに言われておまして、非常にそういう意味では読みづらい面もあつたかと思ひます。

今回の改正は、もちろん、例えば保証のところなど何カ条も枝番号がついたりしていますけれども、非常に詳細に、具体的な規定として、最近の法制執務に基づいて設けておりますので、その意味では、かつてよりも具体性を持った規定ぶりになつているということは言えようかと思ひます。

○井出委員 今、具体性を持った記載ぶりというお話がありました。

大臣、先ほど逢坂委員への答弁の中で、これまで民法改正がなされなかつたところについて、現行民法がシンプルで抽象的であつて柔軟にいろいろなことに対応が可能であつたというようなお話もあつたんですが、現行の民法の持っているシンプルさ、抽象性というものは民法のよいものとして評価をされているのか、それとも、もうこれは変わつていかなきゃいけないというお考えなのか。それを大臣と局長にそれぞれ伺いたいと思ひます。

○小川政府参考人 もちろん、国民にとつてわかりやすいものにするという観点からは、先ほど言いましたように、非常にシンプルで、例外だけ書いて原則も理解しろというふうなやり方は決して親切なものではないというふうに思つておりますので、わかりやすいという観点からすれば、いろいろと、そういった国民一般が読む法律である、理解する法律であるということを前提とした規定ぶりとしていくというのが意味のあることで

はないかというふうに考えております。

○盛山副大臣 先ほどからいろいろなやりとりをしておりますけれども、何しろ百二十年たつております。そうすると、いろいろ、インターネットが典型だと思ひますけれども、明治二十九年に想定していないものをどのように規定していくか、これも大事であります。

あるいは、その間、シンプルであつたがために何とかいろいろな解釈で読み込んできたということとは言へるんですが、逆に、それは、いろいろな形で判例ができてくるものですか。条文を読んでいるだけでは理解できない。それをやはり今わかりやすく、条文を読んだだけで、つまり、いろいろな判例に当たらなくても、一般の人が条文を読んだだけである程度わかりやすくしようじゃないか、そんなところも入れなくてはならない。

しかしながら、何もこれから百二十年改正しないというつもりではないんですけれども、ある程度の期間、この新しい民法でいろいろな事態に対応していくということを考えますと、やはり若干は抽象的な形の表現も含めて、ある程度長く使つていただけるよう、そんなことも考えながら、現在の民法のよいところ、それはそれである程度生かしながら、そうはいつても、今のこの時点で、どうすれば国民の皆さんあるいは外国人の皆さんに読んでいただいてわかりやすくなるか、そんなことを考えてまとめた現在の案でございます。

○金田国務大臣 委員が私の先ほどの答弁を引いていただきましたから、お答えをさせていただきますけれども、先ほどの御質問というのは、御承知のとおりなんです。民法が社会経済情勢の変化に応じてなぜ柔軟に、フレキシブルに改正してこなかつたのかという、その点を考えてみた場合に、先ほどおつちやつた、条文自体がシンプルに書かれておることから規定内容の抽象度が高い、だから、改正をしなくても条文の解釈を施すことによつて一定程度対応することが可能であつたと考えられるということを申し上げたわけでありまして、その点をつけ加えておきます。

○井出委員 私も、民法がわかりやすくなる、今回の法改正の大きな目的、それから、法制審でも、わかりやすくしていこうというところは最初からそんなに異論はなかったかと思うんです。

民法、特に債権法の部分ですね、当事者間の契約ですとか合意をするときに、裁判法規ですから、争いがあつたときにこれが一つの物差しになるんじゃないかと思うんです。争いがなければ民法の出番はないと思うんですけれども、そのときに、ですから、私は、抽象性というものがむしろ当事者間の合意というものをつくりやすくしてき

たんじゃないかなとか、当事者の合意、契約ということにおいて、民法の抽象性、シンプルな条文というものは一定の役割を果たしてきたんじゃないかなという疑問を、特に法制審の一回目、二回目の議論で改正の必要性ということを徹底的に御議論されているんですけれども、その中で、抽象性、シンプルな条文のよさというものもあつたのではないかなと考えるに至つたんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○小川政府参考人 もちろん、法律の適用される場面はさまざまございますので、その場面に即して考える必要があるかと思いますが、裁判の規範として、先ほどのお話であれば、紛争が生じて裁判になつた場合について見れば、抽象的な条文を前提といたしますと、やはり予測可能性という観点からすると劣る面があるのかなという気はいたします。あるいは、先ほど来話が出ていますように、裁判所が抽象的な規定について補充する必要が出てようかと思ひますので、さまざまな問題はあり得るかと思ひます。

他方、裁判まで至らなくても、取引の過程で考えますと、債権法の規定というのは、契約法のルールとして、いわゆる任意規定ではございすが、最終的には合意がない場合も任意規定によって定まるといふルールになるわけですので、その意味でも、一定の具体性を持った規定の方が契約に伴うコストという観点からしてもいい面があるのではないかなと。

済みません、私のかかなり個人的な部分かもしれないけれども、そういうふうな感想を持ちました。

○井出委員 ありがとうございます。

私も民法は大変不勉強なので、余り何か学説的な議論をしてもこつちがぼろが出ちゃうので、話を進めてまいりたいと思ひます。

私、民事裁判の件数というのをちよつと調べてみたんです。これは恐らく裁判所の方で出されていると思うんですが、裁判を迅速化しなければいけないということ、平成十年代からいろいろな研究をされてきておりまして、その中で民事第一審訴訟事件全体の概況というものがあつまして、それを見ますと、昭和の初めは、民事第一審で新たに受理した件数というのが三万七千七百六十三件だつた。それが、多少線がふえたり減つたりはしているんですが、おおむね上がつていつて、平成二十一年が二十三万五千五百八件でピークを迎えております。その後、これは昨年のものはございませんが、平成二十六年になりますと十四万二千四百八十七件。民事裁判は必ずしも債権関係だけではないのですが、民事の全体像を見るとそういう状況であります。

法制審の第一回、第二回のときに委員の方も言われているんですが、今何か変えないと困ることがあるのかと。そういうことに対して、わかりやすさを追求していくということも確かに大事、社会経済情勢の変化に照らしていくということも大事なんです。実際、民法の出番となる裁判も、これは偶然なんですけれども、この民法改正の議論が始まつた年が件数がピークで、その後減つてきているんですね。そういう、実際の民事の紛争に照らした必要性の議論というものが、この七年間の間にあつたのかないのか。詳しくは、多分、もう長年の議論ですから、記憶の範囲、感覚的なところで結構ですが、ちよつとお答えいただければと思ひます。

○小川政府参考人 裁判の件数そのものとリンクしたという点はちよつと私の方も承知しております。

せんが、やはり裁判自体は、件数は仮に減つたとしても、さまざまなテーマについて複雑化しておりますので、裁判所からも法制審に委員が出ていましたし、弁護士の方も委員が出ていましたので、そういう意味では、実務に即して裁判実務について意識した発言などはされていたというふうには承知しております。

○井出委員 最高裁の方も入られていましたし、弁護士の方も入られていたので、当然そのあたりの視点は持っていたのだと思うんです。ここ五、六年、ずつと事件の数が減つてきている。それはなぜかという点、別に、それは決して現行の民法のままでいいという話では直接的にはないと私も思っているんですが、例えば、裁判に至らなくてもADRの活用がふえてきたとか、さまざまな要因があるかと思うんです。

最高裁の裁判の迅速化に向けた報告書の中に、ADRがふえてきているということについて、次のような記載があります。ADRの利用の進展、費用面等からの提訴回避などによって訴訟事件が減少している一方、労働関係、交通関係、ITはちよつと関係ないとしても、新しい取引形態が問題となる訴訟、こういったものが、当事者間の対立が先鋭化する傾向、また質的に困難な事件の類型が増加をしている、こういうことが書かれてありまして、これを見ますと、紛争の場は裁判だけじゃない、ADRもあると。

もつと言へば、今は企業で働く弁護士というのも一昔前に比べれば圧倒的にふえていてと思ひますし、裁判以外の場で、当事者間で物事を解決するという場面がふえてきているかと思ひます。その一方で、紛争の中心というものは難しくなり、多様化している。

そういう意味においては、私は、民法を具体的ににして、これまでいろいろな特別法ですとか通説、判例によつていたものがある程度まとめて、わかりやすく提示をするということは大変効果があるのかなと思ひますが、そういうことは効果があるというお考えでよろしいかどうか、

ちよつと教えてください。

○小川政府参考人 もちろん効果のあることだといふふうな考えております。

○井出委員 ですから、民法改正の必要性というものを少し具体的に考えていかなければいけないなということ、今のようなお話をさせていただいたんです。

例えば、先ほど小川さんのおつしやつた少子高齢化、高齢化というようになことも社会経済情勢の変化に挙げられておりましたが、少子高齢化を情勢変化と捉えるんだつたら、やはり、民法でいけば相続の部分ですとか、そつちを見直さなければいけないのかなと思つております。ですから、やはりもう少し、わかりやすさ、社会情勢の変化から、この法改正につながる具体的な、本当に必要な性があるんだということを今後の議論の中で示していつていただければ、そんなふうな今考えております。

その一方で、私は、これは民法に限らないんですが、法律がふえる、法律が具体的に、そういうことに対しては、また一つ不安に思つているところがございます。民法の債権法の部分は、当事者間の契約、合意で済めば、裁判に至らなければ、そうそう出番はないわけですし、もともと民法というものは、逢坂委員のときの議論にもありましたが、私人間の、人と人とのやりとりの中で発生するもの、私法であつて、刑法とは明らかに違うわけなんです。

刑法と民法の一番の違いは何かといへば、やはり制裁、罰則の徴役、服役というところが一番大きな違いだと思ひます。

民法という法律を具体化していく、それは法規範というものをふやしていくということになるんですが、一方で、社会的には、例えば習俗であったり礼儀作法であったり、道徳や倫理、そういった社会規範で解決してくるものもある。当然、契約や合意というものは、そうした社会規範の中で、お互い、それぞれの当事者同士が持つ社会規範を前提に合意がなされるものも数多くあると思

うんです。

そうした中で、いろいろな紛争の場面があてられていることにおいては、先ほどADRの後に申し上げたように、法文を具体化する必要があるかもしれない。しかし、民法の具体化、改正というものが、これは一面、反面的に捉えらる、日本の社会規範、習俗とか倫理、道徳、礼儀、そういったものになかなかよることのできない社会になりつつあることの一つのあらわれではないかな、そんなことを考えるんですが、ちよつと小川さんの見解をいただきたいと思いますが。

○小川政府参考人 今御指摘ありました社会規範というのは、一般に人間の社会生活を規律する規範をいうとされておりまして、社会規範の中には、社会倫理ですとかあるいは慣習などのほか、法規範も社会規範の一種とされているようでございます。

社会規範は、もちろんさまざまな類型のものがあるわけですが、逆に民法の方から見ますと、民法、特に家族法のようなものを除いて債権法について言えば、基本的には、契約自由の原則あるいは私的自治のルールが働くわけで、当事者の合意によってルール化されているものということが言えようかと思ひます。

その意味では、倫理ですとかそういったものが直接債権法の世界に入り込む場面は本来余りないだろうと思ひます。ただ、やはり、公序良俗に反するとかあるいは信義則に反するというような形で、妥当な結論を得るためにそういった社会規範が作用するという場面はあるのかなというふう

に思っております。

そういう意味では、やはり法律のありようとしては、そういった社会規範を常に意識し、そういったものを念頭に置きつつ、それが余り乖離すると、社会規範と法というのが乖離するということは望ましいことではないと思ひますので、常に社会規範も意識しながら対応していく必要があらうかというふうに考えております。

○井出委員 大臣にも少し伺いたいのですが、例

えば民法によらず憲法もそうなんですが、憲法で法務省関係でいえば、犯罪をした加害者の方については令状をきちつと示さなければいけないとかいろいろな定めがあつて、犯罪の被害に遭われた方についてはほとんど記載がない。そのことについてはかなり長い間いろいろ御議論があつて、実際そこを、憲法を改正すべきだという方もいらつしやる一方で、法律でさまざまな犯罪被害者支援というものをやつてきた、だから、それは決して、憲法に書いていないことはやらなくていいということでは全くないと思ひますね。

私がこの民法の改正でもやはり同じようなことを考えるのは、人と人が社会で生きていく上ですから、当然ルールや法律が必要なのですが、ルールや法律が多過ぎるということは、果たして日本という国にとつてよいのか。小川さんが先ほど言われたんですが、日本の民法というのは世界の各国と比べても条文が少なかつた、それはやはり一つこれまでよかつたところであつて、維持していくべきようなところではないかなという思いを私は持っているんですが、大臣の忌憚のない御意見を伺いたいと思ひます。

○金田国務大臣 委員御指摘の社会規範と法規範という議論の中で、やはり社会規範というのは人間の社会生活を規律する規範をいうんだ、そして、その社会規範は非常に広義のもので、その中に社会倫理とか慣習とか、そのほかに法規範が含まれると一般にはされているんじゃないか、私はこう思ひますね。

だから、民法について言えば、民法自体が法規範なんですけれども、これを取り巻く各種の取引慣行や商慣習というもののが社会規範を形成すると考えられるわけですが、適切なものはやはり法規範として必要なのではないか。

そしてまた、法規範と社会規範が乖離していくという点に対しても、局長から説明がありましたが、やはり必要に応じて本来見直しを行うことも必要なきもあるのではないか、こういうふう

に思っております。

○井出委員 この議論に少し関連して、法制審の議論の中で、中井さんという方の御発言の中にあつたのですが、民法は俳句か散文かというようなお話がありました。民法は俳句か散文かというのは、文字どおり、俳句はその抽象性を詠み込んでいる、そこから伝わってくるメッセージを、民法でいえば人と人とのルールの間に生かしていく。それが散文、説明文になつていくことに対する疑義をその中井さんという方は呈されていたんですが、冒頭の法制審で、一回目、二回目、法改正の必要性を議論していたときは、結構こういう議論が多かつたように見えるんですね。

例えば、今この議論の中でもありましたが、非常に簡潔であつて、判例や取引の実務のルールで対応してきたから改正をしなくてもよかつたんだ、そういうことをおっしゃられる方もいますし、そもそも、債権法に係る当事者同士の合意とは一体何ぞや、そんなような提起をされる方もいて、これは大変私自身も理解、結論を出すところが難しいところなんです。

その中で、これは鹿野さん、幹事の方がおっしゃつていた言葉を御紹介しますと、「合意の尊重とは、契約に関係する紛争の解決において、まず当事者の合意の趣旨を出発点としようということだと思ひます」それは、形式的に契約書に書かれてあるものをすべて押し通さなければならぬというのを意味するのではない「むしろ、法的に尊重されるべき「合意」とは何かを検討していくことこそが重要だと思ひます。」こういうことをおっしゃられていて、この議論がスタートしたときは、民法、債権法の改正に何か一つの大きな目的、理念をきちつと明示するのか、それとも、これから各論でやつていきますが、個別のいろいろな問題を解決するのにとどめていくのか、そこでかなり時間を割いた論争がされているんです。

小川局長に伺ひたいのですが、五百の項目が二百になつて、先ほどの御発言の中では、大体大方の方が異論のないところに落ちついた。この結果というものが、当初、民法の改正をしなれば

いけない、それに一体どこまでかなつてい

のか、これは点数をつけるとどのぐらいなのか、そういうことをちよつと伺ひたいんですが、いかがでしょうか。

○小川政府参考人 私も法務省の職員として法制審の幹事で法律の立案作業にかかわつたことがございますが、やはり比較的最初はさまざまな立法提案などがあつて、幅広く意見を伺ひつつも、最終的には、民事法の特に一般的な法律でございますので、それぞれ利害の対立があつて、どちらかに有利になると、それに反する勢力にとつてみると有利にはならない、そういう関係もござい

ますので、法制審議会の中の合意を形成していくことがなかなか難しいのはしばしば経験するところでございます。

そういう意味では、今回の民法の手法も、当時、さまざまな立法提案などもござい

ましたので、幅広く受けとめた上で、徐々に徐々に、最終的には五年以上かけて合意を形成していったものだと思います。そういう手法は決して特殊なものではないというふう

に理解しております。

ちなみに、やはり点数はちよつと私としてはつける立場にはないのかなというふう

に感じております。

○井出委員 百点満点だと言つていただいても十分よかつたんですが、大変控え目に御答弁をいただいたのかなと思ひます。

かなり難しい議論であつたということは容易に想像できるんですが、では、実際、民法改正になつて、先ほども少し議論がありました

がしかるべきだ、一律五%というのはちよつとおかしい、そういう趣旨で今回御提案をいただいていると思うんですけども、その趣旨を改めて御説明いただきたいと思ひます。

○小川政府参考人 お答えいたします。

民法の法定利率の規定は、幾つかの場面に適用されるものでございまして、当事者間で利息の合意がない場合のまさに法律で定める利率であつたり、金銭債務の支払いがおくれた場合の遅延損害金の算定の率にもなりますし、それから、今回明文化したわけですが、いわゆる中間利息の控除にも用いられるものでございまして。

この五%という数字は、それこそ百二十年前に、当時の貸出金利などを念頭に置いて、法定利率でいえば五%が当然だという趣旨で定められたものがその後百二十年間ずっと続いてきたというものでございまして、先ほど言いました幾つかの適用場面、例えば遅延損害金の算定になりますと非常に金額があていく状態になりますし、中間利息について言えば、現状の利率に比べて今度は額が減る傾向があるということになるわけですので、そういう意味で、非常に不公平な状態になつていたということが言えようかと思ひます。それを是正するというのが今回の改正の大きな目標でございまして。

当然のことながら、現在、超低金利の時代ですの、その時代とのミスマッチということをご前提とした上で不公平感をなくすというのが改正の趣旨でございまして。

○井出委員 ちよつと私の理解不足もあると思うので、もう一度お尋ねをしたいんです。

中間利息の控除にかかる利率が変動制となつた場合、その適用利率によつて損害賠償額に差が生じることになる。従来の損害賠償、一律の利率のときの方が、同じような損害賠償事例のケースがあつたときの被害者、だから、あの人は何年前にこういうことがあつて、この人はこういうことで同じようなことがあつてといったときに、被害者間の公平性を考えれば、一定の利率、そこで公平

性ということを重視してきたのではないのかなというところと、あと、損害の予想の可能性、そういうところをこの一律の利率というものは重視されてきたんじゃないかと思うんですけども、ちよつともう一度御説明をお願いいたします。

映する。そこは、五を三にする、五がいいのか三がいいのかというところの論争はありますけれども、一定の公平な物差しなのかなと思ひます。緩やかな変動制というところは、もう少し議論があるかなと思うんです。ですから、要は、その二つの案件というのは、やはりそのときの経済情勢をきちつと反映していこうというのが一つの立法趣旨かなと思ひます。

一つは、五%という現行の法定利率を三%に引き下げる。これは、現在の経済情勢を見ながら、貸出金利をベースにしつ、それこそ百二十年間続いてきたというふうな事情ですとか、あるいは遅延損害金としての意味なども考慮した上で三%に下げるといふのが一つ。これは、経済的な実情にまず合わせようということなんです。

ちよつとその事例を一つ挙げたいんですが、これはたしか二〇〇六年、二〇〇八年ぐらいに起こつた問題なんですが、火災保険の構造級、要は木造が鉄筋かみたいなところで、保険会社がその基準の算定をいじくつて、契約をふやすために、木造なんだけれども安い保険料を取つたりとか、そういうことが問題化したことがあつて、後でお金を支払わなきゃいけないというような問題が発生をした。そのとき、保険会社側は、たしか、そういうことに關する賠償の時効というのが三年なんですけれども、そこをもつと、七年さかのぼつて、会社側に責任があるので支払うことにします、利率も商法の方の六%を採用したというふうなことを聞いているんです。

それからもう一つは、将来にわたつて市中金利との乖離が生じないようにするための変動制の採用でございまして。私がまず申し上げましたのは、中間利息の控除の場面では、五%よりも三%にした方が、損害賠償額は基本的には、少なくとも逸失利益という場面であればふえていくということになりますので、そういう意味で、今までは非常に実勢から離れた金利を指数とする計算によつて、本来の中間利息の控除というものから見ると低額に抑えられていたという点が、今回の改正される内容でございまして。

結局、そういう当事者間の合意が何よりですから、そういう事例はこれからもあると思うんです。ね。いろいろなことが、消費者と企業との間に問題があつて、企業が何かお金を払わなければいけない。法律に則して払う額は少ないのかもしれないんですけれども、企業も恐らく、信用ですとか株価ですとか、その後、企業の再スタートのことを考えれば、消費者により満足をしていただくような契約を提示することも、これからも往々にしてあり得ると思うんです。

それから、変動制は、緩やかな変動制と私ども称しておりますが、見直しの期間も三年を期間としますし、その計算方法によりまして、非常に緩やかな形ということになります。そういう意味で、そうアップダウンが激しいような性質のものではございせん。

そのときに、一つ、経済の実情に應じるということとを今回の法改正の中で打ち出すことが、私は、少なからずいろいろな影響が出てくるんじゃないかな。裁判にならなければ民法の出番というところは基本的にはないんですが、裁判にならないう契約の上でもいろいろな影響が出てくると思ひますし、また、全然それと逆の見方をすれば、法

また、一定の基準時を設けることといたしますので、損害賠償の中間利息控除について言えば、損害賠償の請求権の発生時、つまり事故時に、その時点での法定利率を基準とするということになりますので、その意味では公平は保たれているのではないかと理解するところでございまして。

○井出委員 三%にまず下げて、経済の実情を反

律の趣旨は経済情勢に應じた利息の支払いというのに変わったのに、世の中の実態が全くついてこないということも想定されるのではないかと思うんです。契約が、合意される契約で、今までどおりの契約がいろいろなところで続いていく。そういう両面考えられるかと思うんですけども、そういうことについて、ちよつと見解をいただきたいと思ひます。

○小川政府参考人 遅延損害金の部分はもちろん合意によつて損害額を定めることは可能でございまして。それは債権法に一貫して流れています。私的自治の適用できる範囲だと思ひますので、その意味では、法律が変わつても、合意によつて解決される部分というのはもちろんあると思ひますし、それは、変わる部分もあれば変わらない部分もあるということだと思ひます。

○井出委員 この話をお話しさせていただいたのは、今おつしやつた私的自治、その私的自治が一番重要なんですけれども、そつちがうまくいけば、いろいろな取引や合意、契約というものは問題ないと思うんですが、そうはいつても、やはり民法が変わるということは、その法律の趣旨、理念が社会に与える影響というのは大変大きいんじゃないかと思うんです。

そうしたときに、冒頭の話になるんですが、やはり民法を具体化していく、これまであつた抽象、普遍的、シンプルな条文から具体化をしていくということとは、これから各論の部分で問題があるというところは取り上げていきたいと思ひます。一般論で言つても、やはり社会に大きな影響というものが予想される、そう考えているんですけども、その点についてちよつとコメントをいただきたいと思ひます。

○小川政府参考人 繰り返しのになりますが、民法は私人の一般法でございまして、その意味では広く人全体に適用されるものでございまして。

もちろん、そういう意味で、民法の持つ意味が大きいということは言えるだろうと思ひますので、民法が変われば、それに伴つて変わることで、

意味も大きいというふうには理解しております。
○井出委員 今、変わる影響が大きいということでお話をいただいたんですが、今回、法改正の大きな目的であるわかりやすさというところで、わかりやすさというのは誰にわかりやすいのかといえば、国民だと思ふんですね。それは人に限らず、法人とかいろいろなもの人として、あらゆる人ということに入るかと思ふんです。

そのわかりやすさというのが法制審の中では最初から合意もあつたし、我々だって、わかりやすさ、それはそうだよなということだと思います。その中で、特に法制審では、ユーザーですとか消費者、要は一般国民ですね、特定の団体とかそういうものではなくて、そうした人たちに對しというふうな御意見もあつたかと思ふんです。

当初、小川さんもそこに幹事としていらつしやうって御記憶があるかと思ふんですが、消費者といいますが、そうした視点に立つ幹事や委員が五人しかいないんじゃないか、ほかの、大学の先生が十八人もいる、それで果たしてわかりやすい民法になるのかというような問題提起があつて、結局、その後、その部分のくだりを私もまだちよつとフォローし切れていないんですが、結果として、メンバー入選の問題というものは、この出てきた法改正案では杞憂に終わった、そういうふうな考えていいかどうか、それとも、そこはなかなか未解決な部分で、九十九回目になつても少し議論が残つたのか。その部分について教えていただきたいと思ひます。

○小川政府参考人 もちろん、法制審議会での委員の構成には、研究者の方も多く入つておられますが、これも繰り返しになりますが、実務家、ユーザーの方もお入りいただいて、その他、ヒアリングですとかパブリックコメントでも意見を頂戴してありますので、その意味で、決して学理的な関心にかかわるというのではなく、実務的な運用という面からも十分評価できるものとなつていると思ひますので、冒頭の御趣旨であれば、杞憂で終わったというふうには理解しております。

○井出委員 パブリックコメントを二回やつていただいて、そういう意味では、いろいろな声を聞く機会というものをとっていただいたのかなと思ひます。大方の人が賛成するところで落ちついた、そういう話をいただきましたと、私も余り反對する理由もないのかなんというところを思つたりもする、思つたりするだけで、実際そうするかどうかわからないですけれども。

そのときに、ただ、そうはいいつつも、今、先ほど民法というものが社会に与える影響は大きいということをおっしゃったので、やはりしっかりと審議を尽くしていかなければいけないと思ひますし、そういう意味では、慎重に慎重過ぎるぐらいの、本当に大丈夫かというふうな、いろいろな問題提起をしていくところから始めていっていいのかと思ふんです。

法制審に係ることなので、最後、少し大臣に伺いたんですが、逢坂先生も少し、法制審が絶対ではないというふうな話をされました。刑事訴訟法は昨年でしたよね。(盛山副大臣)去年からことしと呼ぶ去年からことしでしたね。もう十年も前のこのように感じるんですが、そのとき、法案の修正を私なりに、私としては大変不満なんです、修正を少ししてもという思ひでさせていたでいて、合意をさせていたでいた。

その後に少し後日談がありまして、私、あれだけあの問題にかかわつたものだから、官僚の方とざつとばらんに話をする機会がございました。そのときに、ある方に言われたのは、刑事訴訟法の法制審というのは徹底的にやつたんだ、あらゆる団体の言うことを聞いて徹底的にやつて、だから、まさか国会で修正があるとは思ひなかつた、政府の立案側にも、やはり立案の趣旨からいって修正できる部分とできない部分がある、大体それは、刑事訴訟法に關して言えば、法制審で出した切つた、これ以上何があるんだとその方は思つていたそうなんです。

私から申し上げますと、それは、法制審に入られる方ほど刑事訴訟法や民法に対して専門の知見

があるわけではないんですが、それが社会、国民に与える影響、国民にかかわるものであれば、やはり私のような素人でも物を言つていく必要性というものはあると思ひます。

今回、大変、九十九回、六年間という御議論を積んでいただいたと思ふんですが、もう一度、平らな視点からといいますか、これを一から見直していく必要があると思ひます。ですから、私は、大方の皆さんのまとまるところで落ちついたというものであつても、やはり、そこは一からきちつと見ていく必要がある、正すべきところが見つかれば、それは速やかに正すというのがあるべき議論の形ではないかな、そんなふうと考えているんですが、大臣のお考えを伺いたしたいと思います。

○金田国務大臣 法制審で六年をかけたその議論というのは、非常に努力というものを感ぜたいだけなんだろうというふうに思ひます。その場での議論も、回数もおつしやつておりましたが、十二分にやつてきたのも事実だと思ひます。

したがって、私は、法制審の結果も、ここで議論をさせていたでいたときには尊重をさせていたでいたということには必要ではないかと考えております。

○井出委員 まさに、尊重はしていいんですが、この議論も尊重していただきたいと思ひますが、もう一度お願いいたします。

○金田国務大臣 私は、そういう意味も込めて申し上げたつもりでありました。もちろんこの場での議論も非常に大切だ、こういうふうな思つております。

○井出委員 そうしましたら、また次回は参考人をお招きして、いろいろ御意見をいただきまして各論を深めてまいりたいと思ひますので、今後ともよろしく願ひいたします。

きょうは終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○鈴木委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議
○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。階級君。

○階級委員 民進党の階級君です。

金田法務大臣、本日はよろしく願ひします。きょうは、最初の質疑ですので、大きなところを大臣にぜひお答えいただきたいんですが、今回、民法の債権法のところは百二十年ぶりの改正ということ、大改正になっております。よく閣法については、最初に大臣の方から趣旨説明が行われて、速やかに御審議の上、成立をというお話があるわけですが、速やかにといひましても、法律の質や量によつて、おのずと速やかについて意味が変わつてくると思ふんですね。今回、この大改正ですから、先ほど井出委員からも質問の中でお話があつたように、やはり国会の議論も尊重していただいて、じっくりと議論を尽くすべきではないかと思ひます。

まずは、この点について大臣の認識をお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

○金田国務大臣 ただいま階級委員から御指摘がありました。

私は、丁寧な国会での議論というのが必要だと思つております。同時に速やかということ、丁寧かつ速やかに議論を進めていきたい、このように思つております。

○階級委員 なるほど。なかなか奥の深い御答弁であります。

ただ、他方で、やはり実務界からは、成立のめどをはつきりしてほしいというような声も聞くわけですね。

実務界だけでなく、例えば司法試験の受験生、これも、今回の改正によつて、私は大分勉強の負担が軽くなるような気がするんですね。というのは、先ほどもありましたように、百四十項目ですか、今まで自分の頭に置いておかなくちやい

けなかつた判例の知識、法律の解釈が条文に全部書いてあるわけですから、これは司法試験の受験生にとっては本当に大歓迎な話ですよ。逆に、そこまでいつちやうと、私は、弁護士資格というのは何のためにあるんだらうかというか、そんなに難しい試験を課す必要もないんじゃないかという気もするわけですから。

まあ、それはおいておきまして、こういった法律、成立時期は、これは国会の審議の後ですから、今言うわけにはいかないというか言つてはいけない話で、ただし、成立した後、施行期日については公布から三年以内という定めがありますけれども、大体イメージとして、公布から三年以内の中でもどれぐらいで施行したいというふうにかえていらつしやるのか、この点について大臣、お答えをお願いします。

○盛山副大臣 私の方からとりあえず御説明をさせていただきます。

階委員よく御案内のとおり、法律の施行日というのは、やはりある程度わかりやすい日にちでないといけないと思います。例えば十一月の十八日とかしますと、もちろん、法律の内容次第では急いで公布即日施行もあるわけですが、どうしても、これだけの大きな大改正でございまして、そして、午前中の質疑でもありましたように、その後、我々法務省の方からも丁寧な説明、国民への周知、そういった活動もしたいと思つておりますので、切りのいいとき、例えば一月の一日とか四月の一日とか、そういうタイミングになるようなことであり、なおかつ、今の提出しております案にありますように、三年以内で政令で定める日、そんな形で我々の方としては準備をさせていただきます、そんなふうにしております。

○階委員 今の御答弁は了としますけれども、これが結構微妙ですよ。年内に成立して切りのいいところだと二〇一九年の一月一日、審議を行つて年をまたぐと、切りのいいところで三年以内だと二〇二〇年の一月一日ということで、切りがよいところを重視するのか、それともその期間をな

るべく長くとののかというところでちよつと変わつてくるような気がするんですね。

大臣にもちよつと御確認したいんですが、切りのいいところということで一月一日とか四月一日を優先させるのか、それとも、周知期間三年というところを、なるべく余裕を見て長目にとるのか、このあたりについて、ちよつと、優先順位というか感触をお聞かせいただけますか。

○金田国務大臣 三年の中での切りのいいところというところで考えていくのかなというふうなイメージをいたしております。

○階委員 そうすると、仮に年をまたぐとすれば二〇二〇年一月一日というのが可能性として出てきますが、年をまたがないとすると二〇一九年一月一日という可能性も出てくるということだと思います。これ以上は問いませんけれども、そういうふうな、今審議していることが年内かそうじゃないかによつて実務にも多大な影響を与えるんだと思います。

我々としてはしっかりと議論をしていきたいと思ひます。その結果、年をまたいだというときに、切りのいいところというやはり二〇二〇年というところも視野に入つてきちやうわけですから、余り先送りするのも私はよくないだろうなというふうに思ひますし、そこは、私は、切りのいいところも大事なんですけれども、やはりある程度早期に、成立したら施行するということも考えていたかなくてはいいけないのかなと思つておりますので、その点を申し上げておきます。

次に、法定利率について。
先ほど来議論がありました、なぜ三%にしたのかということ、最近の金融情勢を見ていると三%でも高過ぎるんじゃないかという御意見もありましたけれども、改めて、この法定利率、三%とした理由といひますか理論的な根拠、これを大臣からも御説明いただけますでしょうか。

○盛山副大臣 私の方から先に、簡単に御説明をさせていただきます。(階委員)ちよつと時間がないので「と呼ぶ)はい。では、簡単に御説明をさせていただきます。

階委員、もうよく御案内のとおりでございまして、法定利率は高い方がいいのか安い方がいいのか、人によつてもいろいろ利害が違います。そんな中、やはりわかりやすい金利というのの必要でございまして、それから、現在の五%、これをどの程度下げるのか、そんなこともございまして、現在の市中金利を考えると同時に、実際に御担当の方、中小の方を含めてお借りになるときの実勢の利率、そういうことも考えました。百二十年にわたり年五%といったようなことのバランスも考えまして、いろいろ審議の末、三%というふうにしていくものでございまして。

○階委員 だから、そのいろいろというところをもうちよつと詳しく聞きたいんですよ。三%というのが適当に決められたとしたら、それはそれで問題ですので、何かもうちよつと理論的な根拠を具体的に説明できないかということで大臣にお尋ねしております。

○金田国務大臣 現在の市中金利の水準というものを考えて法定利率を引き下げることにしたのは、そのとおりでありまして、考慮した要素としては、やはり、市中金利の指標にはさまざまなものがあるんですけれども、貸し金債権の利息を算定する場面ではもちろんですけれども、金銭債務の遅延損害金を算定する場面でも、ほかから金銭を調達するときの利息分が主な損害として想定されるわけでございますことから、法定利率の引き下げ幅の検討に当たっては、預金金利なんかではなくて貸出金利の水準を参照すべきだということでもあります。

もつとも、例えば借り主が大企業や公共団体である場合には極めて低金利となる、かつ、その貸付額も多額に上るわけですが、国内銀行の貸出約定平均金利の平均値にはこのような特殊性のある大口の貸し出しも含まれるため、貸出約定平均金利がそのままでは、借り主が中小企業または一般消費者である場合も視野に入れた数値とし

ては低過ぎることに留意する必要がある。同様に、プライムレートについても、優良企業向けの貸し出しに適用される最優遇金利であるために、借り主が中小企業または一般消費者である場合を視野に入れば、相対的に低いものと言わざるを得ない。

さらに、法定利率の引き下げの際には、遅延損害金の額が低くなり過ぎると債務の不履行を助長する結果になりかねない。

これまで約百二十年にわたつて年五%で実務の運用がされてきたこととのバランスもある。

こういうことを考慮いたしまして、改正法案において、以上のような事情を総合的に判断いたしました、簡明な数値とする必要性なども勘案して、法定利率を約三%に引き下げることとしたものであります。

○階委員 それとともに、私は、考慮要素として頭に置いておかなきゃいけないのは、今回初めて法定利率が変動金利になるところだと思ひます。しかも、この変動金利、先ほど緩やかな変動制だと誰かがおっしゃつていましたけれども、要するに、施行から三年ごとに見直しが入つてくる、その見直しをするときに、その見直し前の水準の測定期間と見直し時の測定期間、両者の測定期間の平均金利を比べて、それが一%以上上下したら、変動して新たな金利になるということなんです。

ところで、仮にですけれども、この法律が成立して、施行されるのが二〇一九年一月一日だったとしておきましょう。そのときに、三年後の見直し時期は二〇二二年の一月一日ですね。そのときに比べる期間はどうなるかといひますと、二〇一四年一月から二〇一八年十二月の五年間、まずこの平均金利を出します。他方、もう一方の比べる期間、これは二〇一七年一月から二〇二一年十二月、この五年間の平均金利を出します。

恐らく、最初の測定期間と後者の測定期間、今、金利がゼロ%台で推移していますから、前者の測定期間は多分、市場ですから物すごく上に行

く可能性もなきにしもあらずですけれども、今の日銀の失敗した金融政策を前提にすれば、二〇一八年十二月ぐらいまでに大きく金利がはね上がるということはないと思うんですね。つまり、前者の測定期間は二〇一四年一月から二〇一八年十二月の五年間の平均だと言いました、これを平均しても〇・何%だと思ふんですよ。〇・九とか〇・八とか、そんなものだと思うんです。

ここから、その後の測定期間、上に行くことはあっても、下に1%下がったらいよいよマイナスになりますよ、仮に前者が〇・八とか〇・九だったから、そうすると、さすがに銀行とかお金を貸す人がマイナス金利では貸さないとはいえますから、最初の測定期間が仮に〇・八とか〇・九だったから、そこからマイナス1%、下がるということはあり得ないんですよ。つまり、3%が2%に下がる可能性はないということだと思ふんですね。ということ、は、今の時点で三と決めてしまったら、もう未来永劫、恐らく三より下がることはないということも頭に入れておかなきゃいけないと思ふんです。

だからこそ、最近の金融実態を見ていけば、2%ぐらいにしておいて、上に行く分には三年ごとにとんどん改定していきますからいいと思ふんですけれども、下方硬直性がある今の金融情勢のもとではやはり3%というのは私は高過ぎると思つていて、2%ぐらいがいいところじゃないかなという気がするんですけれども、2%にすべきではないか。変動金利だけれども、今の制度のもとではこれ以上下に行くことは現実無理だということ、2%にすべきではないかと私は思ふんですけれども、どうでしょうか、この考え方。

○金田国務大臣 階委員が大変に、金利の現状も踏まえ、経済の現状も踏まえ、そういう計算をされてお示しになりました。

私も、その辺の具体的な試算とか見通しについて、御指摘の趣旨はわからぬでもないんですが、やはりそれを検証する意味においては、ちよつと事務方の方を見たんですが、今資料を持ち合わせ

ていないものですから、それにお答えを申し上げるのは難しいんですけれども。

ただ、私が先ほど申し上げましたように、繰り返したくなっちゃうんですけども、やはり、引き下げ幅を定めるに当たって考慮した要素というのは先ほど申し上げました、その考え方をまた繰り返し述べざるを得ない。その結果、三という数字に今なっているということをお願いしたいと思います。

○階委員 そこで、さっきおっしゃった答弁の中で、今回の変動制度が下には行きづらい制度になつていてというところがちよつと考慮要素の中に抜けているんじゃないか。さっき言ったように、今の金利の情勢から、この制度のもとでは三が二に下がるということはほぼあり得ない、まず絶対あり得ないと言つていいと思ふんですけれども、そういう中で、上にはほとんど変わり得るわけだから、あらかじめセツトしておく数字は二ぐらいでいいんじゃないかというのを私は申し上げたかったわけです。

これについてはまた改めて事務方とも議論させていただきたいと思いますが、大臣に一つだけ、これは、くぎを刺すと言つたらちよつと僭越ですけれども、提案理由の説明の中で、法定利率について、「現行の年5%から年3%に引き下げた上で、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入することとしております。」というくだりがありました。これは、市中の金利動向に合わせて変動する、そのまま読めば上にも下にも変動するというふうに読めます。実際は、今私が指摘したとおりで、もともと、今の金利情勢からすると、測定期間が恐らく〇・七とか〇・八とか〇・九とかという数字になつた場合は、これは変動するとは言つても上方向にしか変動しないんだというところはぜひ御理解いただきたい上、これから御議論させていただければなというふうに思います。

○金田国務大臣 今の点につきましては、後で事務方にその辺はよく確認をしてみたいというのが本音であります。

ただ、法定利率が3%を下回らない原因としてはやはり現時点で貸出約定平均金利が空前絶後のレベルで低下しているというお話がございました。基準割合がこれ以上大きく低下することは實際上想定しがたい、そのために改正法案の法定利率が3%を下回ることは想定しにくいかもしれないが、これは現状の貸出約定平均金利の水準が極めて低いことによるものでもあるということ、これは御理解をいただきたいというふうに、私の思いとしてお話をさせていただきます。

○階委員 幸か不幸か、そういう状況の中で法改正の議論になつたんですね。普通の金融情勢で、金利が二パーとか三パーとかのときだったらこういう問題というのは生じないんですけれども、でも、我々の所管じゃないからいいんだみたいなことじゃなくて、やはり、この法律は世の中全体に影響するわけですから、今のことはぜひ頭に置いていただかなきゃいけない。

それから、三にするか二にするか、たかが1%じゃないかという考え方も私は全然違うと思つていまして、これも先ほど来議論が出ていますように、逸失利益の損害賠償、この中間利息を控除する場合の利率が三になるか二になるかによって全然金額が変わってくるんですね、損害賠償で請求できる金額が。だから、この時点で金融情勢に合わせた判断をしておかないと、どうもやはり賠償請求をする側にはちよつと不満が残る結果になりかねない。

せつかく五を三にして、法務省としては現下の金融情勢に配慮して損害賠償を請求する側の利益にも配慮したんだと胸を張るかもしれませんけれども、今や世の中は、五が三になるだけじゃ満足し切れない、こういう状況にあるということも頭に入れていただいて、柔軟に考えていただければと思います。

その上で、もう一つ、きょうは限られた時間ですので大まかな話をしたいと思ひます。保証の問題、これはこの法案の中でも大きな争点になつてくると思ひます。幾つか論点があると

思ふんですが、個人保証の制限、規制をするというところでありますが、これは条文でいいますと、四百六十五条の六あたりに出てきます。

冒頭に、「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約」という表現があります。「事業のために負担した」という枕言葉がついてますので、例えば、結婚式とか葬式で物入りになつたのでお金を借りますというときの保証人になる場合とか、あるいは、それこそ損害賠償でお金を払わなくちゃいけなくなつたのでお金を借りますというときの保証人になる場合とか、あるいは、もつとと言うと、ギャンブルでお金を借りる場合にその人の保証人になる場合、こういうのは含まれてこないと思ふんですが、それで正しいですか。

○金田国務大臣 正しいです。

○階委員 そうすると、大体、ギャンブルでお金を借りる人が保証人を頼む場合に、ギャンブルに使うからということで保証を頼むということは普通はないと思ふんですね。ちよつと金が必要になつたので、悪いけれども保証人になつてくれないうかみたいな感じで保証人になつてもらうわけですよ。ところが、実態はギャンブルだったとした場合、この今の枕言葉の部分からは外れますので、こういった保証はもう無条件、無制限にできるという理解でよろしいですか。

○金田国務大臣 根保証以外は無条件でできるということになるかと思ひます。

○階委員 おっしゃるとおりで、根保証で金額の上限というのは定めなくちゃいけないかもしれないけれども、それ以外、例えば今回みたいに公正証書の作成を義務づけるとか、そういう規制は入っていないわけですね。

私がバランス論で考えると、事業のための借り入れについて保証した保証人というのは、将来債務保証を求められる場合であっても、事業が失敗したんだからまあしょうがないかな。ところが、ちよつと金を借りるので保証してくれと言つた人に保証したら、ギャンブルで物すこいすつて

いた、返せないからと保証が求められた、これは、事業のための保証人よりもはるかに保証人としては酷だし納得いかないと思うんですね。

今回の法案は、今の大臣の答弁のように、こういうギャンブルのための借り入れ保証については何ら手当てがなされていない。これはちょっと何か、バランス論としてどうかと素朴に思うんですね。でも、いかがでしょうか。

○金田国務大臣 改正法案では、公証人によりまず意思確認が必要となる主たる債務というものを、事業のために負担した貸し金等の債務に限定をしております。これは、事業のために負担した貸し金等債務の保証については、特にその保証債務の額が多額になりがちである、それから、保証人の生活が破綻する例も相当数存在するという指摘があることを考慮したものであります。

そして、もともと、公証人による意思確認の手続というのは、真に保証の意思を有する者を含めて、一定の手間やコストを負担させるものであります。したがって、事業のために負担した貸し金等債務以外の債務を主たる債務とする個人保証にも対象を拡大すると、必ずしも保証額が高額ではないものについても公証のためのコストをかけさせることになるといったふうに、かえってその場合には弊害を生じさせるおそれも否定できないと考えております。

○階委員 少額の債務であればいいのかもしれないけれども、ギャンブルで結構大きな額になることだってあるじゃないですか。こうしたところが保証が一律有効というのも、ちょっと私は納得できないような気がするんですね。

何かもうちょっと、せつかく個人保証を規制するのであれば、本当に何のメリットもなくリスクだけ負うのが保証の特質ですから、そのリスクが顕在化したような、その中でも最たるものが意味のない、ギャンブルの借金が膨らんだような、そういう場合で保証される方について配慮するというのは大事なことでないかなと思うんですね。でも、これは大臣の政治家としての考え方を聞

きたいところでもあります。いかがでしょうか。

○金田国務大臣 改正法案におきましては、現時点で特に保証人保護の必要性が高いと考えられる類型の保証を抽出する趣旨で、公証人による意思確認が必要となる主たる債務を事業のために負担した貸し金等債務に限定することにしたものであります。

○階委員 これもこの後事務方とも議論したいと思っておりますけれども、まず一点申し上げたいのは、個人保証を規制すると言っておりますけれども、対象となる主たる債務の範囲がちょっと狭きに失しているんじゃないかということを問題提起させていただきたいと思っております。

他方で、個人保証の規制が及ぶ保証人の範囲について、何かいろいろ例外がありまして、主たる債務者が法人その他の団体である場合には、理事とか取締役とか執行役とかこれらに準ずる者とかを除かれたりするわけですね。

私も、被災地で、被災した中小企業の方とかにお話を聞いて、再建する過程で事業承継をしたいというときに、ネックになるのは法人なんですけれども、やはり個人保証を、承継する人もやらなくちゃいけないということで、経営者はさすがに保証してもしょうがないかなという気もしないでもないんですが、この経営者の保証についても、今や金融庁とか経産省がガイドラインをつくって、なるべく保証に頼らないようにしようという流れになっております。

そういう中で、経営者のみならず理事とか取締役とか執行役、必ずしも経営の根幹に携わらないような人たちが例外となっている。これはちょっとと広過ぎるんじゃないか。経営者ぐらいで、実質経営者でもいいですよ、要は、その法人、会社なり団体なりを動かしている人だけに例外はとどめるという方向の方がいいんじゃないかと思うんですが、この点について、大臣の大まかな考えを伺ってもよろしいでしょうか。

○金田国務大臣 委員が御指摘になりましたの

は、保証人になろうとする者がその三つの事例となる場合は、御承知のように、保証意思宣明公正証書による保証意思の確認が不要であるということになっているわけですね。その三つ、それが広過ぎるんじゃないか、例外になつてという御指摘だと思っておりますが、事業のために負担した貸し金等債務を主債務とする保証契約等を締結するに当たりまして、保証意思宣明公正証書の作成は不要なものとしているわけですね。そして、保証意思の確認は要しないということになっております。その理由としては、例外とした者は、主債務者の事業の状況を把握することができる立場にあつて、保証のリスクを十分に認識せずに保証契約を締結するおそれが一般的に、類型的にございますか、低いというふうに言えるという考え方によるものでございます。また、中小企業に対する融資の実情としましては、これらの者による保証というのは企業の信用補完あるいは経営への規律づけといった観点から有用とされておりますから、これらの者による保証が融資の前提とされていることが実際に少なくないんですけれども、厳格な意思確認の手續を義務づけると、時間やコストを要することとなって円滑な資金調達が阻害されるおそれがあることも否定できないということを考慮いたしまして、この例外の三つの例を定めたという経緯だと私は考えております。

○階委員 今の答弁は三年ぐらい前だったらそのとおりかなと思うんですが、さっき言いましたとおり、金融庁とか経産省はそもそも経営者の保証もとらないようにしようというふうな方向でのガイドラインをつくっているわけですから、ちょっと、申しわけないですけれども、一周、二周おくれた御答弁だったのかなという気がします。

今、少しだけきょうは御質問しましたけれども、私、銀行で社内弁護士をしていたので、実は私が一番詳しいのはこの分野なんです。質問しろと言われたら多分三年ぐらい質問できると思うんですが、そこまでは言いませんけれども、ぜひ

じっくり議論をさせていただきたいと思っております。大臣の手をそんなに煩わせるつもりはありませんけれども、なるべく事務方に質問するようにしなければ、ぜひ慎重審議、御協力いただければと思います。

きょうはありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

今回は、民法の債権関係法が百二十年ぶりに改正されるということで、大変大事な審議が始まったというふうに受けとめております。

政府は先ほど来、改正理由につきまして、社会、経済の変化への対応、そして国民一般にわかりやすい民法にするという御答弁されておりますが、大臣に、さらにちょっと具体的にどのような変化への対応なのか、さらにはどの点が国民にわかりにくいのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○金田国務大臣 委員御指摘の、二点ござい

ます最初の、社会、経済の変化について、具体的内容いかんというお話でございます。

今回の改正におきましては、社会、経済の変化に対応するための改正事項は少なくありません。少なくともんですが、ここで言う社会、経済の変化としては、具体的には、例えば、取引量の劇的な増大、取引の内容の複雑化、高度化、それから情報伝達手段の飛躍的な発展といったようなものが挙げられるのではないかなというふうに考えます。

例えば、取引量の増大や取引内容の複雑化、高度化は、約款を利用した取引の劇的な増大を招いている。そして、このような時代に対応するためには、定型約款に関する基本的な規律を創設することとしているということが例として挙げられております。

それから、二つ目の、基本的なルールが見えないような状況に対する御質問だと思いますが、今回の改正では、民法の基本的ルールが国民一般に

見えない状況を解消する、そして国民一般にわかりやすいものとするために多くの改正を行っているわけであります。

基本的ルールが見えない状況というのは、膨大な数の判例や確立した学説上の考え方といった基本的なルールは民法の条文にはあらわれていないわけであります。したがって、民法の条文を見てもその内容を読み取ることが困難な状態となっているということを申し上げたい、このように考えております。

○藤野委員 今詳しく答弁いただきましたが、取引の量の増大や、複雑、高度化、さらにはわかりやすくするというところであります。

こうした変化がこの債権という世界で、これはやはり民法ですから、事業者対消費者だけでなく、消費者と消費者、あるいは事業者と事業者、まさに多角的にかかわってくる、債権法の世界では、この変化がより重要な要素になってくる。とりわけ、当事者間による、おっしゃったような情報量の格差、あるいはそれに基づく交渉力、契約を結ぶ際、その交渉力の差という形で顕著にあらわれてくるのがこの債権法だと認識をしております。

大臣にお聞きしたいんですが、これから審議をしていく上で、大もとにある複雑さといったような変化を受けて、当事者同士の契約自由を委ねてしまふとこれはどうしても契約弱者が不利な状況に陥ってしまう、そういう債権関係が生まれてしまふ、そういうおそれが今大きくなっていると思うんですね。ですから、先ほど答弁で、個人の視点から大事だとか人の視点が大事だという答弁も大臣はされておりましたが、今後の新しい債権法の役割として、交渉力の格差や、そうしたことにも配慮して、契約絶対、契約自由だけではない、やはりそうした生身の現実に配慮した法律をつくっていくことが必要だと思うんですが、そういう考え方について、お考えをお聞かせください。

○金田国務大臣 契約の当事者に情報の格差が生じているというように今おっしゃられたと

思います。

そういった問題は、民法はやはり私法の一般法であるという考え方、そのために、取引当事者の情報あるいは交渉力の格差の是正を図るといった、消費者の保護それ自体を目的とする規定を設けるのであれば、特別法である消費者契約法などによることが基本になるかな、こういうふうにも思っています。

この点、今回の改正では、例えば貸借の用に国民に身近な法律関係に関して現在の実務で適用している基本的なルールを適切に明文化することによって、法律の専門家でない国民一般にも民法をわかりやすいものとしていくということが目指されているのではないかと。

したがって、消費者取引でも多用されている約款に関して言えば、社会、経済の変化への対応の一環として、基本的な法律関係を明確化することによって紛争解決や紛争予防を図るということを目指しているものもあるわけであります。だから、これらの改正は、消費者保護を主たる目的とするものではないんですけれども、消費者の権利利益の擁護に資する、そういった効果を発揮することが期待されるのではないかな、こういうふうな考えでおります。

○藤野委員 いや、約款などの個別例じゃなくて、全体としてのお考えをお聞きました。

といいますのも、消費者契約法とおっしゃいましたが、それはあくまで事業者と消費者、こういう世界であります。民法というのは、消費者と消費者、あるいは事業者と事業者、大企業と中小企業とか、そういうところにかかわってくるわけで、ですから、まさに基本法としての民法で、基本的な考え方として、そうした変化に対応して、そうした格差、契約弱者を生まないという観点を大事にすべきじゃないかという指摘であったというところであります。

その上で、時間の関係もありますので次に行きますが、きょうは個人保証についてお聞きをしたと思っております。

先ほど来も議論がありましたけれども、入り口です。私どももさかのぼって考えたいと思うんですが、やはり、この個人保証の問題、長い歴史がございます。

日弁連などの調査によると、現時点でも、借金の肩がわりや保証で、それが原因となって倒産している人が破産債務者の四人に一人に上っているとか、あるいは、自殺も比較的多いわけですが、その中でも経済苦を理由とするものがまだや

は多いです。

かつて、SFCG、商工ファンドの問題なども社会問題化いたしました。私も、かつて国会の秘書をしていた時代に、多重債務、クレ・サラ問題を担当いたしました。民商の皆さんや多重債務の皆さんが各地で開いていた多重債務問題の対策相

成二十七年十月から二十八年三月までの六カ月間で約二十二万五千件、新規融資全体に占める無保証融資の割合が約一二％でございます。

○藤野委員 これは二〇一四年に始まっているわけ、そのもとで一割を超えつつあるということだと思えます。

今おっしゃっていただいた数字は、先ほど御指摘もありましたけれども、経営者保証に関するガイドラインというのが、金融庁と経産省がかかわって、そして民間ベースでつくられて、まさに個人保証に頼らない保証をどうやるかというガイドラインがつくられて、これは本場に、先ほど言ったような当事者の方や弁護士の方、運動団体の方が切実に求めていた、そういう運動を受けてつくられた制度の一つだと私も認識をしております。

そして、政府系金融機関もこれに基づいてやっていると思うんですが、政府系金融機関における実績も教えてください。

○木村政府参考人 政府系金融機関におきます経営者保証ガイドラインの運用の状況でございます。

本ガイドライン運用開始時の平成二十六年の二月―三月期には、件数にして新規融資全体の一五％、金額で二二％でございましたけれども、平成二十八年の四月から九月の間でございますと、件数にして三三％、金額で五一％ということで、その割合は着実に増加しているというふうに考えてございます。

○藤野委員 民間に比べてやはり政府機関は非常に努力されている。平成二十六年、二〇一四年二月にスタートした時点では、件数では一五％、金額では二二％ですが、二年たちますと、それは件数で三二、金額では五一％まで、いわゆる無保証融資が実現している。やればできると、私はこれを見て思いました。政府が率先してそういう例をつくっていると思えました。ですから、そこを本

当に今回の法改正もさらに後押しする、それをまさに踏まえた上での民法のルールをつくっていく

ことが求められていると思っております。
そしてもう一つ、少しだけ紹介したいのは、今言った経営者ガイドラインだけでなく、政府はこの間、さまざまな機関でさまざまな取り組みを、経営者保証だけでなく第三者保証でもやってこられた。

ちよつと時間の関係で私の方で紹介させていただきますが、中小企業庁が二〇〇六年に、信用保証協会に対して、第三者保証について原則禁止する通達を出されました。そして、二〇〇九年には、内閣府が自殺対策の一環として、連帯保証人について、「制度・慣行にまで踏み込んだ対策に向けて検討する」ということを決めました。

政府は、二〇一〇年の金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン、この中で「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」、こういう、まさに政府としてのプランを出されている。こうしたことを受けて、金融庁は、二〇一一年に監督指針を改正しました。お聞きしてもいいんですけれども、こちらで言いますと、これも、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする」という監督指針の改正であります。

そして、二〇一三年には、今言った経営者保証ガイドラインができ、政府は、二〇一三年には、日本再興戦略の中で、新事業を創出する、あるいは開業率一〇％台を目指すための施策としてこの経営者保証ガイドラインを位置づけているというわけです。

全体としての位置づけ等にはいろいろな意見もありますけれども、しかし、少なくとも政府自身が、こういう保証に依存しない、これを経営者だけじゃなく第三者でもずっとやってこられた、努力されてきた。先ほど言ったように、政府系金融機関では、金額で言えば五割を超えるところまで来ているわけで、これはやればできるというふうには私は強く思うわけです。

大臣にお聞きしたいんですが、こうした一貫した流れといえますか積み重ねがあるわけですか、今度の債権法の改正も、この流れを前に進める、そういうものであるべきだと思ふんですが、御認識はいかがでしょうか。

○盛山副大臣 ちよつと、法制審議会での過程につきまして、私の方から御説明させていただきます。

法制審議会における審議の過程では、事業のために負担した貸し金等債務を経営者以外の第三者が保証することは全般的に禁止すべきであるとの意見がありました。

しかし、経営者以外の第三者によるいわゆる第三者保証の中には、エンジェルなどと呼ばれる個人の投資家が事業の支援として自発的に保証することなども現に存在しております。このため、第三者保証を全て禁止することに対しては、特に中小企業の円滑な資金調達に支障を生じさせ、金融閉塞を招くおそれがあるとの指摘が中小企業団体から特に強い意見として示されました。

やむなく保証人となる原因にはさまざまなものがあると考えられますけれども、保証意思の形成過程には問題があるという事象に対しては、今回の改正で創設する保証委託時の情報提供義務に関する規定や意思表示に関する一般的な規定によって対処するという方策もあると考えられます。

そこで、改正法案におきましては、保証人がその不利益を十分に自覚せず安易に保証契約を締結する事態を防止するという観点から、事業のために負担した貸し金等債務を保証する際には、原則として、公証人が保証意思を確認しなければならぬこととし、また、第三者保証を全面的に禁止する措置までは講じないというふうにしたものでございます。

○藤野委員 資金調達の必要だとか、あるいはエンジェルのような人がいるんだというお話ですけども、では、そもそも聞きたいんですが、第三者保証に関して言えば、誰が第三者保証を求めているのか。

これは中小企業庁にお聞きしたいんですが、中小企業庁で委託したアンケート調査、この中で、第三者保証が求められる原因として一番多いのは何だというふうに。

○木村政府参考人 当庁で平成二十四年度にアンケート調査を行っております。

第三者保証の提供を第三者から受けているというふうに御回答された中小企業のうちの約九割は、金融機関から第三者保証を求められたという回答でございます。

その理由といたしましては、やはり債権の保全、これは当然だと思いますけれども、会社の信用力が低い、あるいは経営者の信用力が低い、経営責任の明確化といったようなことを理由に金融機関から第三者保証を求められているという調査結果がございます。

○藤野委員 ですから、この委託調査によりまして九割というか九三・七％、もう圧倒的なんですね。要するに金融機関が求めている。先ほど言ったエンジェル、要するに自分から申し出た人、第三者が積極的提供を申し出たというのは一・三％しかないわけです。

そういう意味では、この第三者保証、エンジェルと言われるようなたくさん資産を持っている方は、ある意味、その資産を担保にして物的担保をやればいいわけですが、保証というのはまさに一般財産全体にかかってくる。全く性質が違ってくるわけで、それがまさに悲劇を生んできた根本にあるわけで、それを金融機関が求める。これだけ足りないからこの物的資産に担保をつけてくれとかいうんじゃないかと、まさに丸ごと押さえておきたいというものがこの第三者保証ではもう九三・七％なわけですから、結局その都合が優先されているというのが実態だというふうに思っています。

大臣、今度は大臣にお聞きしたいんですが、せっかく政府も、原則だめなんだ、経営者保証も第三者保証も、原則それはだめだ、それに頼らないことをやってこそ悲惨な事例もなくなるし、ある意味、政府が再興戦略と言っている金融業のまともな発展にもつながる、こういうことで鋭意この間やってこられた。その原則だめだという道筋が今回の民法改正でもとの金融実務に戻ってしまうんじゃないか、こういう懸念があるわけですが、大臣、この懸念についてはどのようにお答えになるのでしょうか。

○盛山副大臣 まず、私の方から答えさせていただきます。

大きく二つあると思います。

主債務者の配偶者を除外する理由としましては、個人……（藤野委員「配偶者は聞いています。後で聞きます」と呼ぶ）はい。

では、共同事業者みたいな話をします。

いずれにせよ、先ほどから先生がおっしゃっておられる実態があるわけでございます。こういう金融の実態、現状を踏まえながら、理想としましては、先ほど来金融庁なりあるいは中小企業庁が話をしておりますけれども、個人保証を求めないようにしていくという流れがあるわけでございまして、けれども、何％かは別にして、ある程度進んでいるとはいえず、まだまだやはり現状はそういう状況であります。

それを、今回こういうような法案を出しましたのは、やはり、保証意思説明公正証書の作成を義務づけるところをどこまでにするべきかということと、そして、今の金融の現状を踏まえながら、法制審議会において、我々が承知をしております中小企業あるいはその他の関係者の御要望、そういうことを踏まえて例外として扱うというような形で今規定を設けているということでもあります。

○金田国務大臣 改正法案も監督指針も、それぞれ、民事上の基本的なルールに基づくものであるか、あるいは行政的な手法を通じたものであるかは違いがありますけれども、いずれも、保証契約については、契約自由の原則に委ねることはせずに、保証がもたらす弊害を念頭に置いて健全な保証を抑制していこうという趣旨に基づくものと

のである、したがって、監督指針と改正法案とでは方向性に違いはないものと考えておきまして、改正法案によって金融庁の監督指針がある現状よりも第三者保証が広がるといった事態が生ずることにはならないものと認識をいたしておきます。

○藤野委員 先ほど私は道場の話をしましたが、本当にまともな金融機関だったら、さつき言ったような経営者ガイドラインとかにのっとつてやるわけですね。そうじゃなくて、そういうことを守らないブラックな金融機関に頼らざるを得ない債務者というのがやはり生まれてきてしまう、そのときに保証が求められる、そういったときに、この制度で、今回の法案改正でそれがストップできるのか、防ぐことができるのかということなんです。

やはり、この保証の問題では情義性ということが問題になります。情によって、頼むよと言われて、保証人に仕方なくなってしまう。本当に困っていますから、その人から言われてなってしまう、一般財産を保証してしまうということがあるわけです。

この情義性の問題というのは、公証人のところに行つて、いろいろ債務者から情報提供を受けて、そういうことでクリアされるような実態では率直に言つてないわけでありまして。そういう点の保証が、公証人の手続が一つふえたとしても、仕方なく保証債務を負うという悲劇がなくなる保証が、担保があるのかということなんです。

そういう点でいえば、この点が、逆に言えば、あなた、この書面ありますよね、公正証書ありますよねということで、あなたは自由意思で、自分の意思で債務保証したんですからというふうに、逆にお墨つきを与えることになりかねない。

過去には、自由意思どころか、公正証書を捏造までして、そういう事件を起こしたというのがまさに商工ローンの話でありました。公正証書というのはそういう過去の実例もあるわけですよ。そういう点を踏まえてお聞きをしているわけで、この公証人がきちんと機能する、今回は機能すると

いう制度的担保はどこにあるんでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

公証人をめぐって商工ローンの時期に一定の問題が生じたのは御指摘のあったとおりかと思いますが、今回は、この民法の改正に伴つて新しく設けられます保証意思宣明公正証書につきましては、十分なチェック事由、法律でも定まったものでございまして、さまざまな事情についての検証を行うこと、これは当然でございまして。

公証人につきましては、法務省の方できちんとした監督がございまして、必要に応じて懲戒もございまして。また、当然のことながら、事務の適正さを担保するために、通達などを適時発出して遺漏のない措置をとっていきたいというふうに考えております。

○藤野委員 本当にそうなるのかという点で、今後とも審議をしていきたいというふうに思っております。

別の角度からいいますと、これは、金融機関にとつてはそういうお墨つきが得られるという反面、保証人になる人にとつてはさらなる負担といえますか、例えば公証人というのは全国に五百人くらいつやつと、三百の公証役場がある。一つの役場で一人ないし八人が働いていらつしやるそうですが、大都市にはそれなりの公証役場があるんですけれども、地方に行きますと非常に少ないんです。私は北陸信越ブロックなんですが、あの広い長野県で七カ所、新潟県では五カ所、北陸、富山、石川、福井、三県、三カ所すつししかないわけですし、保証人にしてみればわざわざそこまで行かなくないけない、あるいは手数料も払わないといけない、公正証書を出してもらおう上です。

そういう意味では負担になつてくるわけで、その点も考えると、やはり今回のこの制度が本当に機能するののかという点はこれからさらに質問で聞いていきたいというふうに思います。

その上で、先ほど出ました配偶者の問題、適用除外、公正証書をつくらなくていいですよという類型の中に、四百六十五条の九第三号後段ですけ

れども、いわゆる配偶者、一定事業をされているということでありまして、配偶者が入っております。

先ほど情義性という問題がこの保証では大きいと、要するに、頼むよと言われて、もう断れないという話をさせていただきましたけれども、まさに配偶者というのはこの情義性の典型といえますか、主たる債務者、現実には夫が多いわけですが、これが破綻した場合にその配偶者がともに経済的に追い込まれる。これを当然視するがごとき、前近代的な規定だというふうに私は思うわけでありまして。そして、この規定が存在する、生まれるということは、要するに経営者の配偶者は保証人になるのが当然だというメッセージを發することになるんじゃないのか。

大臣、こういうメッセージを今度の改正で発していっていいんでしょうか。

○盛山副大臣 今委員がおっしゃった御指摘があることは我々も十分承知しております。他方、どこまでをどういうふうに扱うべきかということでは法制審議会で議論をしたわけでございまして。

個人事業主に関しては、経営と家計の分離が必ずしも十分でないところが一般的でございまして。そうすると、主債務者と、一般的には御主人でしようけれども、その配偶者、妻、奥さんが経済的に一体的であるということが多いことから、配偶者を保証人とすることによって金融機関から融資を受けている事例が現在多いというのが現状かと思ひます。

そして、そんな中、個人事業主の配偶者は事業の状況ということとを当然のことながら一般的にはよく知り得る立場ということであり、また保証のリスクについても認識しているという可能性が大でありますことから、保証意思宣明公正証書の作成を義務づける必要性に乏しいというふうに考えたわけでございまして。

法制審議会では、このような実情を踏まえ、さらに中小企業側の意見も踏まえまして、主債務者の配偶者を例外として扱うということが強く主張

され、そこで、主債務者が個人事業主である場合のその配偶者については、主債務者の事業に現に従事していることを要求することで、主債務者の事業内容をおおむね把握可能な立場にある場合に限定して例外として扱うということにしたわけでございまして。

そういう点ではいろいろな議論がありましたけれども、こういうような限定の中であればやむを得ないかということでの案と御理解いただければと思います。

○藤野委員 新しい時代の変化に対応するというふうに冒頭おっしゃいました。その中には、取引関係だけでなく社会の発展というのがあると思うんですね。民法というのはまさに人を中心組み立てられるものでありまして、憲法でいえば個人の尊厳というのがあるもので、ここでは、まさに配偶者は保証人になつて当たり前だ、一緒に生活基盤が奪われるということとを当然視するかのような規定になつてしまつていくという点は、私は時代の変化という立法趣旨そのものにもそぐわないというふうに言わざるを得ないと思ひます。

法制審の議論では、京都大学の教授である潮見佳男教授がこうおっしゃつていました。世界的に、このような規定を設けるということは、個人的には非常に恥ずかしいことではないかと思ひます、その背後に特に産業界のお考えがあるとしたら、そういうものを担つていかれるというのは今後の日本の経済社会ではなかるうかと思ひますし、ヨーロッパなどでは、近親者保証については、先ほどの暴行行為だのあるいはそれ以外の構成によつてこれを否定するという方向が既に定着していると思ひます、こういう指摘であります。

これは私は当然の指摘だというふうに思ひますが、大臣、この指摘、どのように受けとめられますか。

○金田国務大臣 先ほど副大臣から申し上げた考え方と同じであります。

○藤野委員 これは、やはり本当に考え直していただきたいなというふうに思ひます。

同じ法制審で、東京大学の教授である道垣内教授はこうおっしゃっているんですね。配偶者による保証というのは最も不当威圧等の存在が推定されるものであるわけですね。そして最後に、今後、本規定の空文化に努力したいと。空文化に努力したいと審議会の場でおっしゃっているわけですね。審議会の議論で、まだ議論中であるにもかかわらず空文化に努力したいと言う、私はちょっと、初めてこれは見たわけでありまして。

そういう点で、個人保証の分野というのは多くの問題がございます。法制審の段階では、まさに第三者保証の原則禁止や、あるいは保証があつたとしても責任財産を制限していく、そういう議論もありました。しかし、それが最終的にはなくなつてしまつていくというふうなお話もあります。

そういう点で、今後、参考人質疑もありますけれども、そうした場を通じてこの問題について大いに議論していきたいし、そのためにもしっかりと審議時間を確保していただきたいということを最後にお願いしまして、質問を終わります。

○鈴木委員長 次に、木下智彦君。

○木下委員 日本維新の会、木下智彦です。

きょうもお時間をいただきました、ありがとうございます。金曜日の午後、最後ということになるべく手短かにやつていきたいというふうなふうに思っています。

きょう、朝からいろいろお話を聞いておりました。やはり、まず基本的なところからお話を聞かせていただきたいなと改めてきょうは思つたんですね。

その一番最初の部分、まだ法案に入る手前の部分だと思ふのですが、法律案の提案理由の説明、趣旨の中でも、それからきょうの御答弁の中でも、制定以来百二十年間、社会、経済の変化への対応を図り、国民一般にわかりやすいものとするという観点からと。百二十年間そのままだつたというふうなお話をされておりました。

本来だつたら、時代の変化は、法律は的確にや

はりやらなきやいけないし、国民にもわかりやすいものをつくつていかなければならない。百二十年間と言いつても、少なくとも戦後七十年の間、にそういつたことをやはり怠つていたんだろな、普通であれば、国民にわかりやすいような法律、それから時代の流れに沿つたような、そういったものをつくつていくような努力とそれから議論が行われなければならなかつたはずだ。しかし、それが今回、きょうの御答弁を聞いていても思つたんですけれども、それは、認識を新たにしてみると、それをある意味で怠つていたということになるんですね。

これをまず最初に、今までこれを怠つてこれだから今回の改正があるのかどうか、この辺の認識をまず聞かせてください。

○小川政府参考人 お答えいたします。

御指摘でございますように、債権法に関する部分は百二十年間ほぼ改正をしてこなかつた状態でございます。

その間、一つには、特別法で、例えば借地法、借家法、あるいは製造物責任法ですとか債権譲渡特例法といった特別法、さらには近時は、消費者契約法ですとか労働契約法のように他省庁にもまたがるようなものとして特別法が制定され、それによつて対応されてきたということが一点挙げられます。

もう一点は、立法理由の一つにかかわるわけですが、比較的条文がシンプルなかゝつて、判例、学説の発展があり、確立した判例、確立した通説といったものが生まれ、それによつて一定の規範としての意味を持つような状態が続いたということでございますが、結果としてその間改正がされなかつたわけですが、実務としては運用はきちんとなつてきたというところというふうな思つております。

○木下委員 そういう形でやつてきたんだということでは承知しております。

ただ、結局は、今言われていたように、特別法、特別措置法であるとか、それから判例で判断

されてきたというふうなことでいいですね。それじゃだめだから、だめだからのかどうかということもまたこれは一ポイントだと思ふんですけれども、だから今回改正をするんだ、私はそういう解釈をしているんですけれども。

大臣、ここでちょっと、今のお話を聞いていただいて思うんですけれども、実際にこれをだめだつたと言ふのはなかなか言いにくいところだと思ふんですけれども、ある意味、認識をやはり改めて、今までの特別法それから判例、そういったものでやつていくということを少しでも変えていくということが今回のこの民法の債権法にかかわる部分の改正という認識で正しいのかどうか、それから、大臣がその辺を実際にはどう思つていらつしやるかということをお聞かせいただけますか。盛山副大臣でも結構です。

○盛山副大臣 まず、私の方から御説明をさせていただきます。

先ほど、民事局長の方からも話がありました。そして、木下委員からも御指摘がありました。民法というのは大変基本的な法律であり、午前からの審議の中でもありましたけれども、それなりにシンプルでよくできていた法文ということもありまして、それで何とかやつてきたということでありまして、さすがに百二十年たちまして、制度疲労というんでしょうか、余りに状況が変わつてきたということ。

それから、一固まりでうまく特別法その他でできるところはやつてきたわけでございますけれども、債権というものは契約の部分でございますので、我々の社会というのは、まず普通、大体何らかの取引、契約というのが一般的で、一番基本的な、基礎的な部分でございます。そういう一番基礎的な法規でございます民法の第三編の規定を直すというのは、ここを直すところでも直さないうけない、またこちらにも当たりがあるというふうなことで、債権編の規定を直すというものはある程度大きくまとめた形でやらないといけないう、しかも、それが一般の国民の方々に、皆

さんに影響がある、そういうことで慎重に進めなければならぬ、そういうふうないろいろな理由がありまして、ここまで時間がかつてしまつた。

そして、平成二十一年から七年かけてということでございますけれども、民法の全面的な見直しという検討を法制審議会でいたしまして、少しづつ手直しということではなく、ここまで来た、そしてそれをやつと今回御提案できるようになつた、そんなふうな御理解いただければと思います。

○金田国務大臣 今、民事局長並びに副大臣から申し上げたとおりであります。私としては、やはり、特に国民一般にわかりやすいものとするという観点から、見直しをする際にどうしても民法において行ふことが必要とされる内容としては、消滅時効期間とか法定利率制度の見直し、あるいは定型約款に関する基本的な規律の創設といったようなものは、まさに民法において見直しを行うことが必要とされるものだというふうに受けとめておりまして、民法自体を見直さざるを得ない状況に直面しているんだというふうに認識をしております。

○木下委員 皆さんからお答えいただいて、本当にありがとうございます。

今の話を聞いていても、やはり民法というのは大きい、基本的な部分だし、だから変えるところもなかなかままならなかつたんだという話だと思ふんですね。

これはほかでもあるんだろなと思つていて、やはり、民法、それから刑法であるとか商法であるとか、こういうものは、結構、今までの改正の話を聞いても、いざ改正するということになつたときには、あれもこれも、あれもこれも、いろいろな議論が出てくる。いろいろな議論が出てくるから時間もかかるし、大幅な改正にはり手をつけていくことになる。そうなる、さつき言われたように七年かかるのであるとか五年かかるのであるとか、それから、きょうの審議

でも言っていましたけれども、項目でも五百項目ぐらい出てきたとかいうふうな話になる。これがあるから、百二十年間そのままになってきたんだというふうには私は思うんですね。

こういったやり方をどこかでやはり変えていかなきゃいけないんだと思うんですね。それが今回の、まずは手をつけていくということだと思っておりますけれども。

これは、やはり私は思うんですけれども、国会のやり方というのを改めてちょっと考えさせられるなど。

ちょっと関係ないことを言いますけれども、例えば我が党なんかは、改正論議をするべきだというふうに大きく言っております憲法のお話なんかもそうだと思うんですね。やはり今の憲法なんか時代にならぬ部分が出てきている、もしくは解釈が、いろいろな意味でいろいろな意見が出てくる。

こういった形になったときに、その部分だけに焦点を当てて、そこだけでも改正しようじゃないかというふうな話をやはりやっていかなければ、いつまでたっても何にも変わっていかないし、そして、その法律、憲法、それぞれがもうほとんど現実とかけ離れたものになっていくのではないかと、いうふうな思っているんです。だからこそ、きょうちよつとこういう話を長々とさせていたいただいんです。

大臣に、そう思いませんかというふうなことを聞こうと思つていたんですけれども、今、もう大臣も副大臣ももうなすいていただいておりますので、そういうふうな私の意見に御賛同いただいているんじゃないかなというふうに思います。

それで、ただちよつと……(発言する者あり)聞いた方がいい。そうしたら、御答弁いただけますか、どう思われるかということ。(金田国務大臣) せっかくですから前に進めてください」と呼ぶ(前へ進みましようか。わかりました。では、また次回にでもその辺も聞かせていただければと思います。

そういった意味で、今回のこの民法、きょうもいろいろと話をされていましてけれども、私も全部はまだ読めておりませんけれども、法制審議会の内容、これは答申が出るまで五年から七年というふうな形ですと議論されてきて、いろいろなことを書いています。これは相当読み応えがあるなど。全部読めなくてきょうここに立っているの非常に申しわけないんですけれども。

やはり、これを見ていて、それから、きょう、逢坂先生でしたか、その辺の話をいろいろとされていて、ちよつとその辺の話をまとめてみると、この今回の改正について、五年の間に九十九回の会議がされて、分科会を十八やら、それからパブリックコメントをとられということ、さつき言つたとおり五百項目ぐらい上がつてきて、それが中間試案になつて二百六十、最後に二百ぐらいの項目に論点整理がされたというふうなことだつたんですね。

逢坂先生が言われていたのは、法制審議会のあり方というところで、一般の人たちの意見が余り入っていないんじゃないかというふうな感じのことを言われていた。だからこそ国会で審議がされるべきだというふうな話をしていたんですけれども、これから先、この法案について審議がどれぐらい続くのか。先ほど共産党の方も長い審議時間をとりたいたと言われていましたけれども、本当にいいのかなと思つていまして、いや、別にいいと思うんですよ、今の状態の中では審議はしなきゃいけないかもしれないけれども。

ちよつと突拍子もないことを言いますけれども、きょう話を聞いていて思つたんですけれども、国会議員、今この委員会に入つて議論するやうなことはあつてもいいんじゃないかなというふうには私は思つたんです、特に民法のこの話に関しては。そうすると、国会議員、やはり相当厳しいです。ただ、仕事してない国会議員が多いのかと言われている中で、本来の役割からすれば、こういうことも積極的に私は考えていくべきなんじゃないかなと。

ないかなと。

これは質問通告していません。きょうの審議を聞いていて、ふつと思つていたんですけれども、そういったことは本当にできないかなと思つたんですけれども、どなたがお答えいただけるか、ちよつとわからないですけれども、そういうことは考えられませんか。(発言する者あり)

○盛山副大臣 今、逢坂先生が御発言されましたが、国土審議会のよう、衆議院議員、参議院議員が入ると規定されているものの中にはございませう。しかしながら、一般的に、国会議員がメンバーに入るといふのは普通の審議会ではございませう。多分それは、我々は立法院のメンバーでございませうから、立法院、この国会の場で審議をすればいいということであつて、そして、学識経験者や御担当の専門家、そういった方にお入りをお願いしたい審議会の場では審議をして案をつくらう、こういうことではないかと私は思います。それが一般的ではないかと思ひます。(発言する者あり)

○木下委員 そうですね。いろいろな御意見、周知から言つていただいています。司法制度審議会があるんじゃないかと。

ただ、私は思つたんです。今回の、法務省が管轄しているやうな民法であるとか、こういったものに関して、特に百二十年も変わつてこなかったわけですよ。ということと考えたら、そういうことももつと積極的に検討されるべきだし、なぜそんなことを言うかという、そうすることによつてこの国会の審議が短くても充実したものになるんじゃないかな、私はそういうふうに思ひまして、ちよつと一つの提言として聞いていただければいいかなというふうに思ひました。

そんなことを言いながら、時間がどんどん過ぎておりますが、勝手なことを言つたんですけれども、では、中身の話を少しだけさせていただきます。いなと思ひます。

大臣がこの趣旨を説明されたところで一番最初に出てきたのが、消滅時効というお話をされてお

りました。

その前に、私は井野政務官が言われていたこともちよつと言いたかつたんですけれども、井野政務官がこの審議になる前に民法の話をされたとき、司法試験に合格されて弁護士資格を持たれているんでしたね、司法試験を制する者というのはどんな者かという、民法を制する者が司法試験を制するんだと言われていたと思つたんですよ。それは何でかという、それが非常に難解だということ、それから、判例であるとかそういうものを全部多岐にわたつて覚えていかなければいけないということ、これは一般人のただけじゃなくて、司法試験をパスすることを目指しているやうな方々もそういうことなんだというふうな思つたんです。それを前にくつたかつたんですけれども、せっかくだから、今ちよつと目が合つたのでお話をさせていただきます。

ちよつと話が戻ります。消滅時効の話なんですけれども、医師の診療に関する債権は三年、飲食店の飲食料に係る債権は一年などとされている短期消滅時効の特例を廃止して統一化を図るというふうな言われている。

そこで思つたんですけれども、そもそも、なぜ医師の診療は三年で、飲食店の飲食料は一年とされていたのか。なぜこんなことを聞かいかいと、素人の意見のような感じがすけれども、やはり根本の理由が明確じゃなければ、今回統一化されるのが妥当なのかどうか、これは判断できないと思つたんです。だから、あえて聞かせていただきたいんですけれども、何でこういう形にばらばらだったんですか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

御指摘ありましたように、現行法の百七十条から百七十四条までの規定は、一定の債権について短期消滅時効というものを定めるものでございませう。その趣旨とされますのは、特例の対象とされた債権は比較的少額であるということ、踏まえて、特に時効期間を短期間にしその権利関係を早期に決着させることにより、将来の紛争を防止

することにありと云われております。

ただ、特に御指摘もありましたように、一年のものがあつたり二年のものがあつたり三年のものがあつたりというところが次の問題ですが、こういう形で現行法が時効期間を一年から三年などと短縮いたしましたものになつておりますのは現行法の制定当時のフランス民法でございまして、フランス民法を参考にしたというふうに言われております。

当時のフランス民法にも、六カ月、一年、二年、五年といった短期の時効期間が定められておりまして、例えば、小売商人の売却した商品の代価についての債権ですとか、我が国の弁護士に類似する職業であります、代訴士と言われますが、この報酬債権の時効期間は我が国の民法と同様にフランス民法でも二年とされておりました。

そういうことから考慮いたしましても、基本的には、やはりフランス民法の影響を非常に強く受けたものであるということが言えようかと思ひます。

○木下委員 成り立ちが結構ばらばらだったり、よその国の法律を見本にしてやつたとかという形で、やはりこれは統一しなきゃいけないんだなと、改めて今の話を聞いて納得しました。でも、こういうことを今まで何でそのままにしていたんだらうなということも同時にやはり思つてしまふんですよね。

きょう、内容についてはもうこれぐらいにしておこうかなと思つてゐるんですけども、恐らく、これから先、一個ずつやつていけると、今みたいな話を全部やはり聞いていかなきゃいけないと思ふんです。この場でそれを全部やつていくんですかということだと私は思ふんですね。

当然のことながら、ここにいらつしやる委員の方々は、法制審議会の議論の内容、すごい数ですけども、それぞれ目を通されるんだらうなというふうに思つてゐるんですけども、やはりそういうことをやるために、さつき言いました、法制審議会に対する国会議員のアプローチの仕方と

どうか参加の仕方、こういったことをもう少し議論するべきではないかなというふうに思ふこと。それから、ちよつと早目ですけれども、もうまじめに入ります。

そういうことを考えると、閣法もそうですし、それから議員提案の法律でもそうだと思うんですけども、おかしいと思つたことをどんどんやはり提案していつて、そういうことが政局に引つ張られてとまるというようなことは、こういうことに關しては特になくようにして、より積極的に議論するべき。そこは、私は思ふんですけれども、今までの国会の審議の慣例であるとか、そういったことを乗り越えてやはり話をしていくべきだ。きょうのこの法案について考えるに当たつて、改めてそういう思いを私ちよつと強くいたしました。

そういったことを主導なさるお立場が大臣だというふうに思いますので、大臣、最後に一言、これはいつも最後に一言と言つと怒られるんですけども、ぜひともよろしく願ひします。そういうことで、一言願ひします。

○金田国務大臣 委員からのお話は貴重な御意見として伺わせていただきました。丁寧で速やかな、そういう審議を私どもも努力していきたい、このように思つております。(発言する者あり)

○木下委員 ありがとうございます。なるほどという声を聞かせていただきましたが、どうもありがとうございます。

○鈴木委員長 次回は、来る二十二日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十三分散会